

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 北九州市人事行政の運営等の状況等の公表【総務局人事部人事課】

北九州市告示第466号

北九州市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年北九州市条例第11号）第6条及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の3の規定に基づき、本市人事行政の運営等の状況等をここに公表する。

平成29年12月19日

北九州市長 北 橋 健 治

平成 2 8 年度

北九州市人事行政の運営等の状況等

平成 2 9 年 1 2 月

北 九 州 市

この報告書は、北九州市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年北九州市条例第11号）第6条及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の3の規定に基づき、北九州市人事行政の透明性を高め、その公正性の一層の確保を図るため、本市における職員の任用や給与、勤務条件、厚生福利などを広く市民の皆様にお知らせするものです。

目 次

第 1 章 任用	7
（1）市職員の人数の増減	7
（2）職員の採用及び退職等の状況	7
（3）職員の昇任及び降任の状況	8
（4）部門別職員数の状況と主な増減理由	8
（5）年齢別職員構成の状況	9
（6）今後の定員管理の取組み	9
（7）職員数の推移	9
（8）再就職の状況	10
第 2 章 職員の給与等の状況（公営企業以外）	16
（1）人件費の状況（普通会計決算）	16
（2）職員給与費の状況（普通会計決算）	17
（3）ラスパイレス指数の状況	17
（4）給与改定の状況	17
（5）職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況	18
（6）職員の初任給の状況	19
（7）職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況	19
（8）一般行政職の級別職員数及び給料表の状況	20
（9）昇給への勤務成績の反映状況	21
（10）職員手当の状況	21
（11）特別職の報酬等の状況	34
第 3 章 公営企業職員の給与等の状況	34
1 上水道事業	34
（1）職員給与費の状況	34
（2）職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況	35
（3）職員手当の状況	35
2 工業用水道事業	41
（1）職員給与費の状況	41
（2）職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況	41
（3）職員手当の状況	41
3 下水道事業	47
（1）職員給与費の状況	47
（2）職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況	47

(3) 職員手当の状況	47
4 交通事業	53
(1) 職員給与費の状況	53
(2) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況	53
(3) 職員手当の状況	53
5 病院事業	57
(1) 職員給与費の状況	57
(2) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況	57
(3) 職員手当の状況	58
第4章 勤務時間	63
(1) 勤務時間の状況	63
(2) 年次休暇の取得状況	63
(3) 特別休暇等の概要	64
第5章 休業等の状況	65
(1) 休業等の取得者数	65
第6章 分限及び懲戒	65
(1) 分限処分の状況	65
(2) 懲戒処分の状況	65
第7章 職員の服務	65
(1) 服務規律の遵守に関する取組み	66
(2) 公益通報制度の運用状況	66
第8章 研修	66
(1) 研修方針	66
(2) 研修実績	66
第9章 勤務成績の評価	67
(1) 勤務成績の評価の概要	67
(2) 評価者研修の実施状況	67
第10章 福祉及び利益の保護	67
(1) 職員の健康管理に関する取組状況	67
(2) 職員の健康管理の実施状況	68
(3) 北九州市職員共済組合の事業実施状況	69
(4) 北九州市職員厚生会の事業実施状況	71
教育委員会（教職員）	
第1章 任用	72
(1) 職員の人数の増減	72

(2) 任用形態別の職員数の状況	7 2
(3) 職員の採用及び退職等の状況	7 2
(4) 職員の昇任及び降任の状況	7 2
第 2 章 給与	7 3
第 3 章 勤務時間	7 3
(1) 勤務時間の状況	7 3
(2) 年次休暇の取得状況	7 3
第 4 章 休業等の状況	7 3
(1) 休業等の取得者数	7 3
第 5 章 分限及び懲戒	7 3
(1) 分限処分の状況	7 3
(2) 懲戒処分の状況	7 4
第 6 章 職員の服務	7 4
(1) 公益通報制度の運用状況	7 4
第 7 章 研修	7 4
第 8 章 勤務成績の評価の概要	7 4
第 9 章 福祉及び利益の保護	7 5
(1) 職員の厚生福利に関する計画	7 5
(2) 職員の厚生福利の実施状況	7 5
平成 2 8 年度北九州市人事委員会の業務状況について	
1 組織及び運営	7 6
(1) 委員	7 6
(2) 委員会開催状況	7 6
(3) 事務局	7 7
2 任用関係事務	7 7
(1) 競争試験等の実施状況	7 7
(2) 昇任試験の実施状況	7 9
3 平成 2 8 年「職員の給与等に関する報告及び勧告」	7 9
(1) 報告の内容	7 9
(2) 勧告の内容	8 0
4 勤務条件についての措置要求	8 1
5 不利益処分についての審査請求	8 1
6 職員からの勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出及び相談（苦情相談）	8 1
平成 2 9 年度等級別基準職務表及び等級等ごとの職員の数の公表	8 1

【人事行政の運営状況の公表】

第1章 任用

(1) 市職員の人数の増減（各年4月1日現在）

区分	条例定数	職員数			対前年増減数			対前年の主な増減理由 (平成29年)
		平成27年	平成28年	平成29年	平成27年	平成28年	平成29年	
市長事務部局	5,700	4,985	4,993	4,995	▲54	8	2	(増員の理由) ・公共施設・学校施設等 老朽化対策の強化 ・被災地支援体制の強化 ・先進的介護システムの 構築 ・子ども総合センターの 体制強化 他 (減員の理由) ・組織機構の見直し ・外郭団体等への派遣見 直し ・内部管理事務の見直し 他
消防局	1,000	971	979	987	3	8	8	
上下水道局	585	516	506	493	▲1	▲10	▲13	
交通局	110	61	60	63	1	▲1	3	
病院局	1,275	1,133	1,146	1,142	27	13	▲4	
市議会事務局	44	32	30	31	▲1	▲2	1	
教育委員会	950	547	504	487	▲17	▲43	▲17	
行政委員会	76	60	59	59	0	▲1	0	
合計	9,740	8,305	8,277	8,257	▲42	▲28	▲20	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数であり、退職者・派遣職員（条例定数外）及び常勤の再任用職員を含み、臨時・非常勤職員を除いています。以下同じ。
- 2 条例定数は平成19年1月1日に改正（200人削減）しました。
 （なお、上下水道局新設に伴い、平成24年4月1日に、市長事務部局を150人減員し、上下水道局を150人増員しましたが、全体として増減はありません。）
- 3 行政委員会とは、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員及び農業委員会をいいます。
- 4 ▲は、職員数の減を表します。以下同じ。

(2) 職員の採用及び退職等の状況

区分	採用			退職		
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
市長事務部局	155(20)	170(36)	204(68)	186(7)	193(6)	200(34)
消防局	29(4)	38(2)	34(3)	32(9)	25(7)	25(0)
上下水道局	14(13)	13(12)	14(13)	22(1)	27(5)	29(11)
交通局	3(0)	4(0)	2(0)	1(0)	0(0)	1(0)
病院局	97(0)	106(0)	91(2)	89(0)	89(0)	76(2)
市議会事務局	0(0)	0(0)	1(1)	1(0)	2(0)	1(0)
教育委員会	25(21)	18(15)	12(10)	36(7)	38(11)	37(9)
行政委員会	0(0)	1(0)	0(0)	8(0)	4(0)	4(0)
合計	323(58)	350(65)	358(97)	375(24)	378(29)	373(56)

(注) () は常勤の再任用職員で内数としています

(3) 職員の昇任及び降任の状況 (平成28年度)

区分	昇任					降任
	主査	係長級	課長級	部長級	局長級	
行政職	98	66	47	17	6	0
研究職	0	0	0	0		0
医療技術職	5	4	1			0
保健看護職	18	11	3	2		0
教育職	0	0	0	0		0
消防職	17	9	3	0	0	0
合計	138	90	54	19	6	0

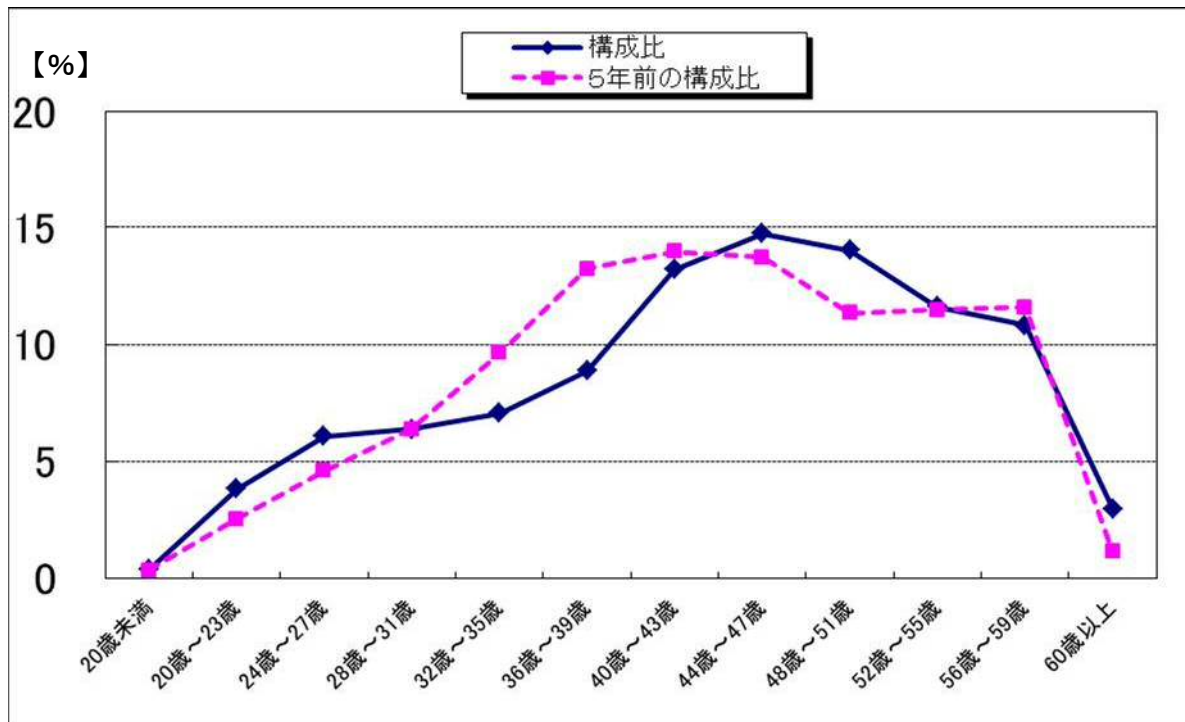
区分	昇任					降任
	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	
医事職	2	2	1	1	0	0

(4) 部門別職員数の状況と主な増減理由 (各年4月1日現在)

区分		職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成28年	平成29年		
一般行政部門	議会	30	31	1	
	総務	1,008	1,001	▲7	国勢調査終了に伴う減員
	税務	396	397	1	
	労働	15	16	1	
	農林水産	88	83	▲5	組織見直しに伴う減員
	商工	168	165	▲3	組織見直しに伴う減員
	土木	995	981	▲14	組織見直しに伴う減員
	民生	1,083	1,111	28	被保護世帯支援体制の強化等
	衛生	795	798	3	
	小計	4,578	4,583	5	
特別行政部門	教育	699	682	▲17	職員の退職等に伴う減員
	消防	979	987	8	採用者数の増加に伴う増員
	小計	1,678	1,669	▲9	
公営企業会計部門	病院	1,136	1,132	▲4	管理業務見直しに伴う減員
	水道	341	327	▲14	組織見直しに伴う減員
	交通	60	63	3	運転業務体制の強化
	下水道	141	142	1	事務の統廃合に伴う減員
	その他	343	341	▲2	
	小計	2,021	2,005	▲16	
合計	8,277 [9,740]	8,257 [9,740]	▲20		

(注) [] 内は、条例定数の合計です。

(5) 年齢別職員構成の状況（平成29年4月1日現在）



区分		20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数 (人)	平成24年4月1日	29	216	393	546	825	1,132	1,195	1,174	970	982	991	97	8,550
	平成29年4月1日	31	316	501	526	584	733	1,090	1,217	1,158	960	894	247	8,257
構成比 (%)	平成24年4月1日	0.3	2.5	4.6	6.4	9.6	13.2	14.0	13.7	11.3	11.5	11.6	1.1	100.0
	平成29年4月1日	0.4	3.8	6.1	6.4	7.1	8.9	13.2	14.7	14.0	11.6	10.8	3.0	100.0

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。
2 各年4月1日現在の値です。

(6) 今後の定員管理の取組み

市の成長戦略や市民ニーズが高い分野など必要な部署には人員配置を強化するなど、「選択と集中」といった観点での行政運営を進めるとともに、人口1万人当たりの職員数70人台を目指し、官民の役割分担の見直しに基づく民営化・民間委託化の推進や、仕事のやり方を見直しや事務改善に基づく業務の効率化、組織機構の見直しなど、さらなる取組みを進め、引き続きよりスリムな組織・人員体制の構築を図っていきます。

(7) 職員数の推移（各年4月1日現在）

部門		区分	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
一般行政	職員数		5,127	4,992	4,913	4,849	4,756	4,759	4,649	4,609	4,578	4,583
	対前年			▲135	▲79	▲64	▲93	3	▲110	▲40	▲31	5
特別行政	職員数		1,946	1,923	1,850	1,829	1,772	1,741	1,698	1,682	1,678	1,669
	対前年			▲23	▲73	▲21	▲57	▲31	▲43	▲16	▲4	▲9
公営企業等会計	職員数		2,112	2,062	1,984	1,893	2,022	1,988	2,000	2,014	2,021	2,005
	対前年			▲50	▲78	▲91	129	▲34	12	14	7	▲16
合計	職員数		9,185	8,977	8,747	8,571	8,550	8,488	8,347	8,305	8,277	8,257
	対前年			▲208	▲230	▲176	▲21	▲62	▲141	▲42	▲28	▲20

(8) 再就職の状況

ア 概要

区 分	退職者	再就職者	内訳		
			外郭団体	その他団体等	再任用等
局長級	10	7	2	1	4
部長級	25	23	3	4	16
課長級	44	42	4	6	32
合 計	79	72	9	11	52

(注) 退職者は普通退職者を除き、平成29年3月31日に退職した者に限ります。

イ 再就職先

【局長級等】

氏 名	退職時の補職名	退 職 年月日	再就職先	役職名	再就職 年月日
松原 英治	会計室長	H29. 3. 31	財政局	債権管理室長	H29. 4. 1
下向 則好	技術監理局長	H29. 3. 31	北九州紫川開発(株)	専務取締役	H29. 6. 27
柴田 邦江	総務局長	H29. 3. 31	(公財)アジア女性交流・研究フォーラム	専務理事	H29. 6. 23
石田 謙悟	環境局 環境国際戦略担当理事	H29. 3. 31	総務局	参事(安全管理担当)	H29. 4. 1
諫山 修	上下水道局長	H29. 3. 31	(公財)北九州市環境整備協会	理事長	H29. 7. 1
小坪 正夫	市議会事務局長	H29. 3. 31	教育委員会	中央図書館副館長	H29. 4. 1
渡邊 義隆	教育次長	H29. 3. 31	子ども家庭局	参事(教育・非行相談担当)	H29. 4. 1
吉永 高敏	技術監理室長	H28. 3. 31	北九州市道路公社	理事長	H29. 4. 1
大川 博己	産業経済局 企業立地・食ブランド推進担当理事	H28. 3. 31	企画調整局	参事(東京事務所担当)	H29. 4. 1
大関 達也	建築都市局長	H28. 3. 31	北九州紫川開発(株)	代表取締役社長	H28. 6. 21
橋本 哲治	港湾空港局長	H28. 3. 31	北九州埠頭(株)	代表取締役社長	H28. 6. 22
萩野 清隆	若松区長	H28. 3. 31	(社福)北九州市福祉事業団	理事長	H28. 7. 1
勝原 雄一	戸畑区長	H28. 3. 31	市民文化スポーツ局	美術館副館長	H28. 4. 1
中溝 明弘	市議会事務局長	H28. 3. 31	(公財)西日本産業貿易パルコ協会	専務理事	H28. 6. 24
岩淵 英司	教育次長	H28. 3. 31	市民文化スポーツ局	生涯学習総合センター所長	H28. 4. 1

淵 義雄	人事委員会事務局長	H28.3.31	行政委員会事務局	参事	H28.4.1
------	-----------	----------	----------	----	---------

【部長級】

氏 名	退職時の補職名	退 職 年月日	再就職先	役職名	再就職 年月日
牟田 英昭	技術監理局 技術部長	H29.3.31	産業経済局	農林水産部 東部農政事務所長	H29.4.1
中嶋 重利	財政局税務部長	H29.3.31	公立大学法人 北九州市立大学	地域・研究支援課長	H29.4.1
堀之内 健吾	子ども家庭局 子ども総合センター所長	H29.3.31	病院局	八幡病院事務局長	H29.4.1
青柳 祐治	環境局 環境国際戦略部長	H29.3.31	環境局	参事（日中大気汚染対策担当）	H29.4.1
平田 豊	環境局 日明環境センター所長	H29.3.31	保健福祉局	人権推進センター 新門司地域交流センター館長	H29.4.1
徳永 昌哉	産業経済局 中央卸売市場長	H29.3.31	産業経済局	中央卸売市場長	H29.4.1
牛島 慎一郎	建設局 東部整備事務所長	H29.3.31	危機管理室	危機管理課 復興支援統括官	H29.4.1
椿原 通孝	建築都市局 担当部長	H29.3.31	福岡北九州高速道路公社	北九州事務所長	H29.4.1
川口 磯雄	建築都市局 指導部長	H29.3.31	(一財)福岡県建築住宅センター	北九州事務所統括監兼所長	H29.4.1
佐野 正勝	建築都市局 住宅部長	H29.3.31	公立大学法人 北九州市立大学	施設担当課長	H29.4.1
児島 隆二	港湾空港局 開発担当部長	H29.3.31	港湾空港局	参事（開発担当）	H29.4.1
寺田 朝孝	小倉北区役所 区次長	H29.3.31	子ども家庭局	子ども家庭部 夜宮青少年センター所長	H29.4.1
久末 隆彦	小倉南区役所 区次長	H29.3.31	総務局	女性の輝く社会推進室主幹 (アジア女性交流・研究フォーラムへ派遣)	H29.4.1
松嶋 義隆	若松区役所 区次長	H29.3.31	市民文化スポーツ局	市民総務部 広聴課長	H29.4.1
後藤 俊	八幡東区役所 保健福祉担当部長	H29.3.31	財政局	東部市税事務所 主幹（固定資産税担当）	H29.4.1
塚崎 修	八幡西区役所 区次長	H29.3.31	産業経済局	総務政策部 渡船事業所長	H29.4.1
堤 康二	戸畑区役所 区次長	H29.3.31	皿倉登山鉄道(株)	総務部長	H29.4.1
遠山 義則	戸畑区役所 保健福祉担当部長	H29.3.31	保健福祉局	総合保健福祉センター所長	H29.4.1
友久 広一	上下水道局 下水道部長	H29.3.31	地方共同法人 日本下水道事業団	九州総合事務所 施工管理課専門幹	H29.4.1
柴田 邦孝	上下水道局 東部工事事務所長	H29.3.31	櫛北九州ウォーターサービス	水道部長	H29.4.1
川原 泉	交通局次長	H29.3.31	市民文化スポーツ局	安全・安心推進部 消費生活センター館長	H29.4.1

山本 智美	病院局医療センター 看護部長	H29. 3. 31	病院局	医療センター事務局主幹 (地域医療連携推進担当)	H29. 4. 1
大庭 正美	教育委員会事務局 指導部長	H29. 3. 31	保健福祉局	人権推進センター 楠橋地域交流センター館長	H29. 4. 1
石原 正彦	建設局 西部整備事務所長	H28. 3. 31	建設局	西部整備事務所 工務第二課長	H29. 4. 1
吉森 裕	建築都市局担当部長 (福岡北九州高速道路公社へ派遣)	H28. 3. 31	港湾空港局	整備保全部 主幹 (施設工事担当)	H28. 4. 1
吉田 春彦	港湾空港局 整備保全部長	H28. 3. 31	中間貯蔵・環境安全事業株	監査役	H28. 4. 1
藤澤 隆文	小倉北区役所 保健福祉担当部長	H28. 3. 31	(社福)北九州市社会福祉協議会	北九州シニアネットワークゲーム所長	H28. 4. 1
藤村 和生	上下水道局水道部長	H28. 3. 31	㈱北九州ウォーターサービス	広域事業部長	H29. 4. 1
村田 健司	上下水道局下水道部長	H28. 3. 31	㈱北九州ウォーターサービス	専務取締役	H28. 4. 1
大楠 正士	病院局次長	H28. 3. 31	(公財)北九州市環境整備協会	業務部長	H28. 4. 1
宇佐美 健次	教育委員会事務局 生涯学習部長	H28. 3. 31	戸畑区役所	主幹 (まちづくり担当)	H28. 4. 1

【課長級】

氏 名	退職時の補職名	退 職 年月日	再就職先	役職名	再就職 年月日
高橋 幸弘	財政局東部市税事務所 市民税課長	H29. 3. 31	(公社)北九州市八幡医師会	事務局長	H29. 4. 1
田島 宏之	財政局東部市税事務所 税收违法担当課長	H29. 3. 31	公立大学法人 北九州市立大学	学務第二課 学生係長	H29. 4. 1
福田 正視	市民文化スポーツ局 松本清張記念館事務局長	H29. 3. 31	(公社)北九州市シルバー人材センター	総務課長	H29. 4. 1
川副 一雄	市民文化スポーツ局 漫画ミュージアム事務局長	H29. 3. 31	総務局	人事部人事課 指導育成担当係長	H29. 4. 1
高根 浩太	保健福祉局保健衛生部 食肉センター所長	H29. 3. 31	保健福祉局	保健衛生部東部生活衛生課 食品衛生第一係長	H29. 4. 1
重谷 勝子	子ども家庭局子ども家庭部 保育所支援担当課長	H29. 3. 31	子ども家庭局	子ども家庭部 主幹 (保育所支援担当)	H29. 4. 1
佐々木 恵子	環境局環境監視部 環境監視課長	H29. 3. 31	㈱北九州ウォーターサービス	海外事業部 海外事業課長	H29. 4. 1
衣非 淳司	環境局新門司環境センター 新門司工場長	H29. 3. 31	技術監理局	技術部検査課 電気検査担当係長	H29. 4. 1
早川 慎治	環境局日明環境センター 副所長	H29. 3. 31	保健福祉局	人権推進センター 蜷田地域交流センター次長	H29. 4. 1
鍋山 寿一	門司区役所 市民課長	H29. 3. 31	総務局	人事部人事課 指導育成担当係長	H29. 4. 1
川原 正明	小倉南区役所 曾根出張所長	H29. 3. 31	戸畑区役所	保護課 相談担当係長	H29. 4. 1
伊藤 隆彦	若松区役所 市民課長	H29. 3. 31	㈱北九州ウォーターサービス	広域事業部 管理課長	H29. 4. 1

木下 義憲	若松区役所 保健福祉課長	H29. 3. 31	(社福)北九州市社会福祉協議会	若松区社会福祉協議会 事務局長	H29. 4. 1
中島 光一	八幡東区役所 コミュニティ支援課長	H29. 3. 31	(公財)北九州産業学術推進機構	知的財産課長	H29. 4. 1
西岡 陸郎	八幡東区役所 まちづくり整備課長	H29. 3. 31	(一財)道路管理センター	総務企画課長	H29. 4. 1
堤 晴幸	八幡西区役所 総務企画課長	H29. 3. 31	小倉北区役所	保健福祉課 障害者自立支援担当係長	H29. 4. 1
平田 淳一	八幡西区役所 保健福祉・相談担当課長	H29. 3. 31	企画調整局	国際部国際政策課担当係長 (アジア成長研究所へ派遣)	H29. 4. 1
佐藤 規具治	八幡西区役所 折尾出張所長	H29. 3. 31	教育委員会	事務局指導部指導企画課 教育相談・連携担当係長	H29. 4. 1
島田 潤	八幡西区役所 八幡南出張所長	H29. 3. 31	門司区役所	保健福祉課 いのちをつなぐネットワーク担当係長	H29. 4. 1
板谷 稔	戸畑区役所 国保年金課長	H29. 3. 31	(公財)北九州国際交流協会	総務課長	H29. 4. 1
石動丸 保幸	戸畑区役所 保健福祉課長	H29. 3. 31	(一財)西日本産業衛生会	法人本部総務部長	H29. 4. 1
日野 俊昭	消防局警防部 救急課長	H29. 3. 31	病院局	八幡病院事務局 主幹(地域医療連携担当)	H29. 4. 1
長瀬 国利	消防局門司消防署 警防第三担当課長	H29. 3. 31	病院局	医療センター事務局 主幹(地域医療連携推進担当)	H29. 4. 1
古賀 朋之	消防局八幡西消防署 警防課長	H29. 3. 31	消防局	門司消防署警防課 警防第三係長	H29. 4. 1
山下 三樹	病院局八幡病院 診療支援部放射線技術課長	H29. 3. 31	病院局	医療センター診療支援部放射線技術課 診療放射線技術育成担当官	H29. 4. 1
宮本 征美	病院局八幡病院 診療支援部臨床検査技術課長	H29. 3. 31	保健福祉局	保健衛生部保健予防課 検査担当係長	H29. 4. 1
菅野 啓一	契約室契約課長	H28. 3. 31	門司区役所	保護課 相談担当係長	H29. 4. 1
住田 育生	技術監理室指導課長	H28. 3. 31	技術監理局	技術部検査課 土木検査担当係長	H28. 4. 1
片山 和之	財政局財務部 財産活用推進課長	H28. 3. 31	市民文化スポーツ局	スポーツ部スポーツ振興課 マラソン担当係長	H29. 4. 1
仲野 博文	財政局税務部 固定資産税課長	H28. 3. 31	保健福祉局	人権推進センター 徳力地域交流センター館長	H28. 4. 1
竹田 勝美	財政局東部市税事務所 納税課長	H28. 3. 31	八幡東区役所	保護課 相談担当係長	H28. 4. 1
嶋田 直紀	財政局西部市税事務所 若松税務課長	H28. 3. 31	市民文化スポーツ局	市民総務部区政事務センター 業務担当係長	H28. 4. 1
松井 和幸	市民文化スポーツ局 自然史・歴史博物館歴史課長	H28. 3. 31	市民文化スポーツ局	自然史・歴史博物館 歴史課長	H28. 4. 1
佐々木 淳	保健福祉局保健医療部 第2夜間・休日急患センター所長	H28. 3. 31	病院局	八幡病院事務局管理課 新病院移転担当係長	H29. 4. 1
吉川 隆	環境局 循環社会推進部担当課長 (北九州市環境整備協会へ派遣)	H28. 3. 31	(公財)北九州市環境整備協会	東部事務所長	H28. 4. 1

児玉 朝雄	環境局 循環社会推進部担当課長 (北九州市環境整備協会へ派遣)	H28. 3. 31	(公財)北九州市環境整備協会	西部事務所長	H28. 4. 1
神野 譲嗣	産業経済局 総務政策部担当課長 (北九州市シルバー人材センターへ派遣)	H28. 3. 31	(公社)北九州市シルバー人材センター	企画課長	H28. 4. 1
宮下 一万太	産業経済局 産業振興部担当課長 (九州ヒューマンメディア創造センターへ派遣)	H28. 3. 31	産業経済局	企業支援・産学連携部 新産業振興課担当係長 (九州ヒューマンメディア創造センターへ派遣)	H28. 4. 1
庄村 俊彦	産業経済局観光にぎわい部 商業振興課長	H28. 3. 31	中間貯蔵・環境安全事業(株)	総務課長	H28. 4. 1
内村 研一	産業経済局農林水産部 総合農事センター所長	H28. 3. 31	産業経済局	農林水産部西部農政事務所 農産係長	H28. 4. 1
門田 功二	建設局道路部担当課長 (北九州市道路公社へ派遣)	H28. 3. 31	北九州市道路公社	事務局長	H28. 4. 1
宮崎 一則	建設局道路部 道路建設課長	H28. 3. 31	建設局	用地部用地管理課 地籍調査担当係長	H29. 4. 1
藤井 清昭	建設局公園緑地部 みどり・公園整備課長	H28. 3. 31	技術監理局	技術部検査課 公共工事パトロール担当係長	H28. 4. 1
古賀 修	建設局河川部 河川整備課長	H28. 3. 31	(公社)日本下水道協会	九州地区事務所副所長	H28. 4. 1
有田 雅晴	建築都市局指導部 宅地指導課長	H28. 3. 31	(公社)北九州市シルバー人材センター	業務第二課長	H28. 4. 1
高島 豊明	建築都市局整備部 学術・研究都市開発事務所長	H28. 3. 31	技術監理局	技術部検査課 建設材料試験場長	H29. 4. 1
田中 周一	建築都市局折尾総合整備事務所 区画整理事業課長	H28. 3. 31	建築都市局	指導部宅地指導課 宅地指導第二係長	H28. 4. 1
吉村 高弘	門司区役所 松ヶ江出張所長	H28. 3. 31	公立大学法人 北九州市立大学	総務課 施設担当係長	H29. 4. 1
横山 司	小倉北区役所 保健福祉課長	H28. 3. 31	(一社)北九州市歯科医師会	事務局長	H28. 4. 1
二宮 秀美	小倉南区役所 東谷出張所長	H28. 3. 31	保健福祉局	人権推進センター 蜷田地域交流センター館長	H28. 4. 1
萬田 敏彦	若松区役所 島郷出張所長	H28. 3. 31	保健福祉局	保健衛生部保健衛生課 西部斎場長	H28. 4. 1
有水 和幸	八幡東区役所 国保年金課長	H28. 3. 31	保健福祉局	人権推進センター 木屋瀬地域交流センター館長	H28. 4. 1
副島 正貴	八幡西区役所 企画広報担当課長	H28. 3. 31	(公財)北九州産業学術推進機構	経営支援課長	H29. 4. 1
川原 勝彦	戸畑区役所 まちづくり整備課長	H28. 3. 31	地方共同法人 日本下水道事業団	近畿・中国総合事務所 山口事務所長	H29. 4. 1
長坂 弘彰	戸畑区役所 保護課長	H28. 3. 31	公立大学法人 北九州市立大学	学生相談室相談係長	H28. 4. 1
中村 茂	消防局総務部 訓練研修センター所長	H28. 3. 31	(公財)北九州市芸術文化振興財団	音楽事業課 大手町練習場長	H29. 4. 1
野田 哲司	消防局警防部 指令課長	H28. 3. 31	消防局	総務部 音楽隊長	H28. 4. 1

安田 一	上下水道局水道部 本城浄水所長	H28. 3. 31	櫛北九州ウォーターサービス	井手浦事業所長	H28. 4. 1
榎田 貢	上下水道局東部工事事務所 水道課長	H28. 3. 31	櫛北九州ウォーターサービス	広域事業部 工務課長	H29. 4. 1
森川 真一	上下水道局西部工事事務所 水道課長	H28. 3. 31	上下水道局	東部工事事務所水道課 工務担当係長	H28. 4. 1
上坂 正之	教育委員会 医生丘小校長	H29. 3. 31	教育委員会	事務局企画調整課 子ども図書館企画担当係長	H29. 4. 1
石川 米男	教育委員会 合馬小校長	H29. 3. 31	教育委員会	事務局指導第二課	H29. 4. 1
山本 芳彦	教育委員会 鞘ヶ谷小校長	H29. 3. 31	教育委員会	事務局学力・体力向上推進室 学力向上リーダー	H29. 4. 1
渡邊 征洋	教育委員会 池田小校長	H29. 3. 31	教育委員会	事務局学力・体力向上推進室 学力向上リーダー	H29. 4. 1
岡田 宏治	教育委員会 南曾根中校長	H29. 3. 31	教育委員会	教育センター	H29. 4. 1
阪本 弘之	教育委員会 曾根中校長	H29. 3. 31	教育委員会	教育センター	H29. 4. 1
溝上 昌史	教育委員会 沼小校長	H29. 3. 31	教育委員会	事務局指導第一課	H29. 4. 1
石田 英久	教育委員会 白銀中校長	H29. 3. 31	市民文化スポーツ局	八幡東生涯学習センター 館長	H29. 4. 1
中島 由紀子	教育委員会 浅川小校長	H29. 3. 31	子ども家庭局	子育て支援課 放課後クラブアドバイザー	H29. 4. 1
溝口 忠幸	教育委員会 中井小校長	H29. 3. 31	小倉北区役所	保健福祉課	H29. 4. 1
松田 義行	教育委員会 白野江小校長	H29. 3. 31	教育委員会	吉田小 教諭	H29. 4. 1
山田 哲司	教育委員会 牧山小校長	H29. 3. 31	教育委員会	天籟寺小 教諭	H29. 4. 1
野村 克治	教育委員会 門司中校長	H29. 3. 31	教育委員会	柳西中 教諭	H29. 4. 1
蔵田 一秀	教育委員会 緑丘中校長	H29. 3. 31	教育委員会	守恒中 教諭	H29. 4. 1
原田 浩司	教育委員会 槻田中校長	H29. 3. 31	教育委員会	洞北中 教諭	H29. 4. 1
緒方 英一	教育委員会 沖田中校長	H29. 3. 31	教育委員会	飛幡中 教諭	H29. 4. 1
廣木 雄司	教育委員会 西門司小校長	H28. 3. 31	教育委員会	清水小 教諭	H29. 4. 1
山崎 強	教育委員会 中島小校長	H28. 3. 31	教育委員会	浅川小 教諭	H29. 4. 1
山口 隆	教育委員会 朽網小校長	H28. 3. 31	教育委員会	守恒小 教諭	H29. 4. 1
松木 隆教	教育委員会 八幡小校長	H28. 3. 31	教育委員会	三郎丸小 教諭	H29. 4. 1
松本 敏彦	教育委員会 大原小校長	H28. 3. 31	教育委員会	上津役小 教諭	H29. 4. 1

占部 秀一	教育委員会 塔野小校長	H28. 3. 31	教育委員会	折尾東小 教諭	H29. 4. 1
池尻 徹	教育委員会 横代中校長	H28. 3. 31	教育委員会	田原中 教諭	H29. 4. 1
中島 賢士	教育委員会 柄杓田小校長	H28. 3. 31	教育委員会	事務局学力・体力向上推進室 学力向上リーダー	H28. 4. 1
栗田 泰徳	教育委員会 穴生中校長	H28. 3. 31	教育委員会	教育センター	H28. 4. 1
上山 敬義	教育委員会 市立高等学校長	H28. 3. 31	教育委員会	事務局指導部 主幹(学校家庭地域連携担当)	H28. 4. 1
柳井 貴義	教育委員会 大蔵小校長	H28. 3. 31	市民文化スポーツ局	小倉南生涯学習センター 館長	H28. 4. 1
宗岡 昭弘	教育委員会 高須小校長	H28. 3. 31	市民文化スポーツ局	八幡西生涯学習総合センター 折尾分館 館長	H28. 4. 1
池尻 京子	教育委員会 小倉幼稚園長	H28. 3. 31	教育委員会	小倉幼稚園長	H28. 4. 1
林 紀代子	教育委員会 曾根東小校長	H28. 3. 31	総務局	文書館 歴史的文書等の収集整理業務	H28. 4. 1
大友 進	教育委員会 東郷中校長	H28. 3. 31	市民文化スポーツ局	自然史・歴史博物館	H28. 4. 1
小林 廉	教育委員会 富野小校長	H28. 3. 31	保健福祉局	人権推進センター 人権文化推進課	H28. 4. 1
米丸 利恵子	教育委員会 田原中校長	H28. 3. 31	門司区役所	保健福祉課	H28. 4. 1
常松 秀明	教育委員会 吉田中校長	H28. 3. 31	小倉南区役所	保健福祉課	H28. 4. 1
千々和 俊昭	教育委員会 皿倉小校長	H28. 3. 31	若松区役所	保健福祉課	H28. 4. 1
原田 直久	教育委員会 高見小校長	H28. 3. 31	八幡東区役所	保健福祉課	H28. 4. 1
松本 幸英	教育委員会 本城小校長	H28. 3. 31	戸畑区役所	保健福祉課	H28. 4. 1
岩下 弘志	教育委員会 鴨生田小校長	H28. 3. 31	市民文化スポーツ局	高槻市民センター 館長	H28. 4. 1
千々和 隆生	教育委員会 本城中校長	H28. 3. 31	教育委員会	高等理容美容学校長	H29. 4. 1

第2章 職員の給与等の状況（公営企業以外）

（1）人件費の状況（普通会計決算）

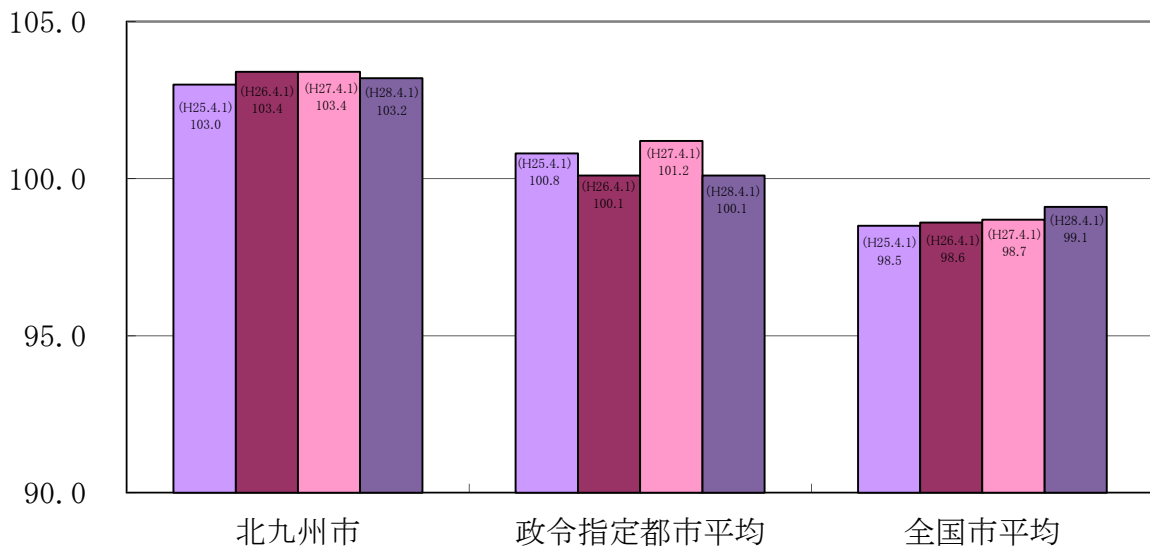
区 分	住民基本台帳人口 (平成29年1月1日現在)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	(参考) 前年度 人件費率
平成28 年度	人 966,628	千円 515,520,175	千円 1,534,575	千円 64,365,833	% 12.5	% 12.0

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 (A)	給与費				1人当たり 給与費 (B/A)
		給 料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計 (B)	
平成28 年度	人 6,256	千円 25,929,761	千円 6,459,928	千円 10,422,696	千円 42,812,385	千円 6,843

- (注) 1 職員手当には、退職手当は含みません。
 2 職員数は、平成28年4月1日現在の人数です。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
 2 政令指定都市平均とは、政令指定都市のラスパイレス指数を単純平均したものです。
 3 平成25年は、国家公務員の時限的な給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値です。

(4) 給与改定の状況

ア 月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率
	市内民間 A	本市職員 B	較差 A-B	勧告 (改定率)	
平成28 年度	円 411,090	円 410,507	583円 (0.14%)	0.14%	0.14%

(注) 「市内民間」は、単純平均による給与ではなく、役職段階、年齢等の人員構成が本市と同様であるものとして、市内民間従業員の4月分給与を加重平均した給与です。

イ 特別給(期末・勤勉手当)

区 分	人事委員会の勧告			改定月数	年間支給月数
	民間の支給割合 A	市職員の支給月数 B	較差 A-B		
平成28年度	月 4.28	月 4.20	月 0.08	月 0.10	月 4.30

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「市職員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

(5) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況(平成29年4月1日現在)

ア 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
北九州市	44.6歳	354,932円	434,709円	398,638円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成29年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当等の諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、平均給与月額から、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、義務教育等教員特別手当、管理職特別勤務手当及び管理職手当の加算額を除いたものです。

3 上記の(注)1及び2の内容は、以下のイ技能労務職、ウ教育職の「平均給料月額」、「平均給与月額」及び「平均給与月額(国比較ベース)」についても同様です。

イ 技能労務職

区 分	公 務 員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
北九州市	52.3歳	383人	355,160円	409,127円	386,344円
うち清掃職員	48.5歳	115人	352,872円	419,899円	388,582円
うち学校給食調理士	54.5歳	34人	343,815円	371,003円	363,384円

うち用務員	56.0 歳	146 人	348,199 円	383,001 円	374,942 円
うち守衛	58.4 歳	3 人	410,533 円	467,193 円	450,144 円

(注) 1 「清掃職員」とは、環境センターに勤務する環境業務員や運転手等のことをいいます。

2 「用務員」とは、小・中学校に勤務する職員（教員、学校給食調理士等を除く）等のことをいいます。

ウ 教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
高等学校教育職	47.9 歳	382,067 円	437,289 円
小・中学校教育職	44.2 歳	360,150 円	408,730 円

(6) 職員の初任給の状況（平成29年4月1日現在）

区 分		北九州市	福岡県	国
一般行政職	大学卒	184,300 円	184,800 円	総合職（大卒） 182,700 円 一般職（大卒） 178,200 円
	高校卒	151,700 円	150,500 円	一般職（高卒） 146,100 円
技能労務職	高校卒	149,100 円	—	—
高等学校教育職	大学卒	209,800 円	206,400 円	—
小・中学校教育職	大学卒	206,400 円	206,400 円	—

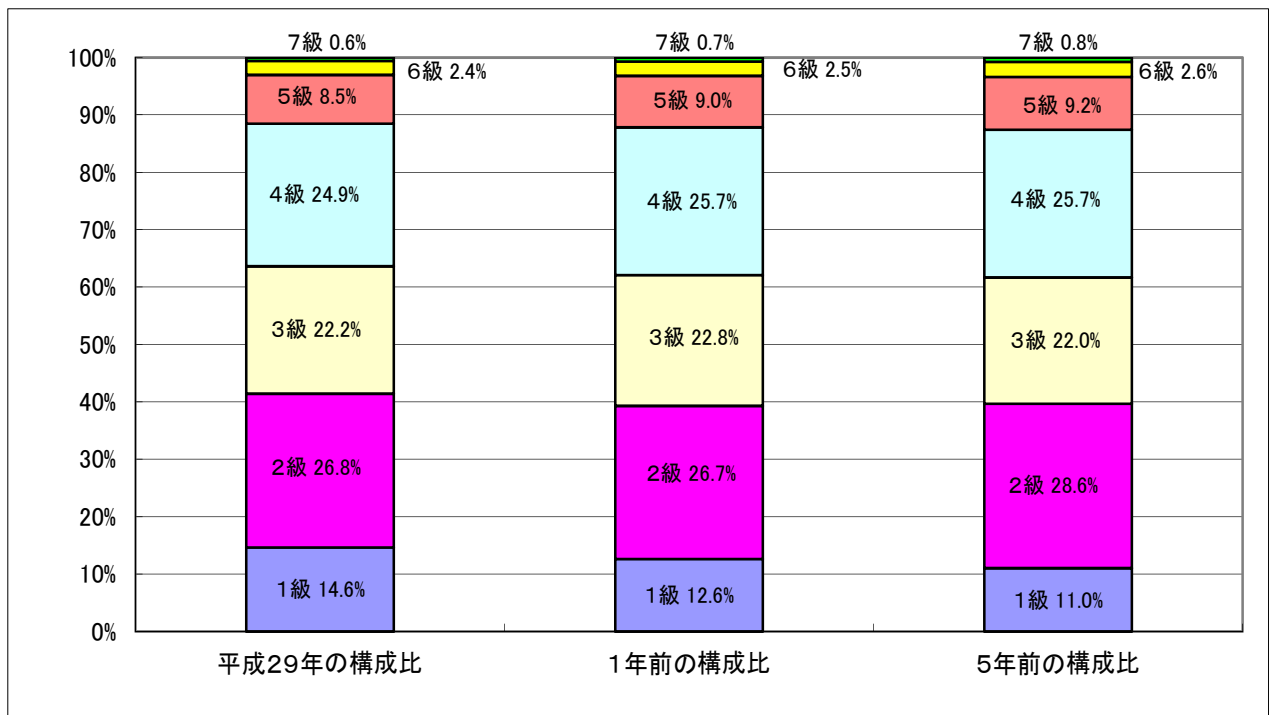
(7) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成29年4月1日現在）

区 分		経験年数 10 年	経験年数 20 年	経験年数 25 年	経験年数 30 年
一般行政職	大学卒	266,600 円	338,200 円	359,200 円	373,400 円
	高校卒	215,200 円	306,700 円	338,200 円	359,200 円
技能労務職	高校卒	202,500 円	270,200 円	296,600 円	316,900 円
高等学校教育職	大学卒	299,300 円	382,000 円	403,600 円	412,000 円
小・中学校教育職	大学卒	294,500 円	373,500 円	390,900 円	400,500 円

(8) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成29年4月1日現在）

区分	基準となる職務	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	係員	613人	14.6%	149,500円	294,300円
2級	主任	1,128人	26.8%	220,200円	387,100円
3級	主査	934人	22.2%	250,300円	400,700円
4級	係長・指導主事	1,046人	24.9%	258,100円	427,000円
5級	課長	359人	8.5%	305,000円	461,100円
6級	部長	99人	2.4%	343,100円	496,000円
7級	局長・区長	26人	0.6%	409,700円	547,900円

- (注) 1 北九州市職員の給与に関する条例及び北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 「構成比」は、小数点以下第2位を四捨五入した数値です。



(9) 昇給への勤務成績の反映状況

平成 28 年 4 月 2 日から平成 29 年 4 月 1 日 までにおける運用	北九州市		国	
	管理職員	一般職員	特定管理 職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用	○	○	○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用				
ロ 人事評価を実施していない				

(10) 職員手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

北九州市			国		
1人当たり平均支給額（平成28年度） 1,659千円			—		
平成28年度			平成28年度		
支給割合	期末手当	勤勉手当	支給割合	期末手当	勤勉手当
6月期	1.225(0.65)月分	0.80(0.375)月分	6月期	1.225(0.65)月分	0.80(0.375)月分
12月期	1.375(0.80)月分	0.90(0.425)月分	12月期	1.375(0.80)月分	0.90(0.425)月分
合計	2.60(1.45)月分	1.70(0.80)月分	合計	2.60(1.45)月分	1.70(0.80)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 5～20% ・管理職加算 8～25%			(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%		

(注) 1 ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

2 北九州市の管理職加算の割合は、当分の間、「8%～25%」とあるのを、「7.2%～23.5%」としています。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況

平成 28 年度中における運用	北九州市		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の成績率も適用	○	○	○	○
標準に加え、上位の成績率も適用				
標準に加え、下位の成績率も適用				
標準の成績率のみ適用				
ロ 人事評価を実施していない				

イ 退職手当（平成 29 年 4 月 1 日現在）

北九州市			国		
(支給率)	自己都合	定年	(支給率)	自己都合	定年
勤続 20 年	20.445 月分	27.2 月分	勤続 20 年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続 25 年	29.145 月分	35.3 月分	勤続 25 年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続 35 年	41.325 月分	49.59 月分	勤続 35 年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
1 人当たり 平均支給額 (平成 28 年度)	3,493 千円	22,743 千円		—	—
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (45%以内加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (45%以内加算)	

(注) 1 退職手当の 1 人当たりの平均支給額は、前年度に退職した全職員に支給された平均額です。

2 平成 29 年 3 月 31 日に退職した職員（医療職給料表(1)の適用を受ける職員を除く。）のうち、退職時の年齢が 45 歳以上 57 歳未満の職員で、早期希望退職に応募し認定を受けた職員（勤続年数が 20 年以上の職員に限る。）については、早期希望退職の特例措置として 45%以内の加算をしています。

ウ 地域手当（平成 29 年 4 月 1 日現在）

支給実績（平成 28 年度決算）		881,256 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（平成 28 年度決算）		137,696 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
北九州市 (医師及び歯科医師以外)	3%	6,274 人	3%
北九州市 (医師及び歯科医師)	16%	12 人	16%
東京都特別区	20%	21 人	20%
大阪市	16%	2 人	16%
福岡市	10%	3 人	10%

エ 特殊勤務手当（平成29年4月1日現在）

区 分		全 職 種		
支給実績（平成28年度決算）		313,030 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 （平成28年度決算）		118,662 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合		39.4%		
手当の種類（手当数）		10 種類		
手当の 名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （平成28年度決算）	左記職員に対する支給単価
感染症予防等業務 手当	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所に勤務する保健師 ・保健所に勤務する臨床検査技師、衛生検査技師 ・食品衛生検査所に勤務する一般技術員 ・保健環境研究所に勤務する一般技術員 ・職員 	<p>(1) 保健所に勤務する保健師が、結核患者、感染症患者等に対する訪問療養指導の業務に従事したとき</p> <p>(2) 保健所に勤務する臨床検査技師及び衛生検査技師並びに食品衛生検査所に勤務する一般技術員が、細菌、寄生虫卵等の検査業務に従事したとき</p> <p>(3) 保健環境研究所に勤務する一般技術員（食品衛生検査所に勤務する一般技術員を除く。）が、公衆衛生及び環境衛生に必要な試験、調査又は研究の業務に従事したとき</p> <p>(4) 健康診断に必要な直接採便、移送作業又は消毒作業に従事したとき</p>	1,792 千円	<p>(1)の業務 日額 220 円</p> <p>(2)の業務 臨床検査技師及び衛生検査技師 日額 330 円</p> <p>一般技術員 日額 190 円</p> <p>(3)の業務 日額 340 円</p> <p>(4)の業務 日額 340 円</p>
放射線取扱 手当	<ul style="list-style-type: none"> ・診療放射線技師 ・診療エックス線技師 	有害放射線の影響を受ける作業に従事したとき	66 千円	日額 360 円
夜間特殊 業務手当	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども総合センターに勤務する職員 ・消防吏員 ・夜間休日・急患センター又は第2夜間・休日急患センターに勤務する看護師、准看護師 	<p>(1) 子ども総合センターに勤務する職員及び消防吏員が、正規の勤務時間として深夜（午後10時から翌日午前5時まで。以下同じ。）において行う業務に従事したとき</p> <p>(2) 夜間・休日急患センター又は第2夜間・休日急患センターに勤務</p>	45,018 千円	<p>(1)の業務 深夜の全部を含む勤務1回につき1,100円</p> <p>深夜の一部を含む勤務 深夜における勤務時間が2時間以上のとき 1回につき730円</p>

	<p>・守衛</p>	<p>する看護師及び准看護師が、正規の勤務時間として深夜において行う看護等の業務に従事したとき (3) 守衛が、正規の勤務時間として深夜において勤務したとき</p>	<p>深夜における勤務時間が 30 分以上 2 時間未満のとき 1 回につき 410 円 (2)の業務 深夜の全部を含む勤務 1 回につき 6,800 円 深夜の一部を含む勤務 深夜における勤務時間が 4 時間以上のとき 1 回につき 3,300 円 深夜における勤務時間が 2 時間以上 4 時間未満のとき 1 回につき 2,900 円 深夜における勤務時間が 2 時間未満のとき 1 回につき 2,000 円 (3)の業務 深夜の全部を含む勤務 1 回につき 1,100 円 深夜の一部を含む勤務 深夜における勤務時間が 2 時間以上のとき 1 回につき 730 円 深夜における勤務時間が 30 分以上 2 時間未満のとき 1 回につき 410 円</p> <p>上記 (2) の業務に従事する場合において、勤務の交替に伴う事情について特別の考慮を必要とすると管理者が認めるときは、次の各号に掲げる</p>
--	------------	---	---

			<p>職員の区分に応じ、1 回につき当該各号に定める額を加算する。</p> <p>(1) 通勤距離が片道 1 キロメートル以上 5 キロメートル未満の職員 380 円</p> <p>(2) 通勤距離が片道 5 キロメートル以上 10 キロメートル未満の職員 760 円</p> <p>(3) 通勤距離が片道 10 キロメートル以上の職員 1,140 円</p>
特殊現場業務手当	職員	<p>(1) 大気汚染防止法、北九州市公害防止条例等の規定に基づき工場等に立ち入って行う検査業務又は水質汚濁防止法の規定に基づき、海上における公害調査業務に従事したとき</p> <p>(2) 高所（地上又は水面上 10 メートル以上の足場の不安定な箇所）において行う次のいずれかに該当する業務に従事したとき</p> <p>ア 建築物、道路、橋りょう、管渠等の建設又は改修のための工事現場における監督又は作業</p> <p>イ 測量作業又は公害立入検査</p> <p>ウ 消防吏員が、危険物を製造し、貯蔵し、又は取り扱う場所において行う検査</p> <p>エ 消防吏員が、はしご車等を利用して高所において行う警防作業又は訓練</p> <p>オ アからエまでに掲げる業務のほか、市長がこれらに相当すると認める業務</p> <p>(3) 下水道管渠内に立ち入って下水道管渠の建</p>	<p>1,951 千円</p> <p>(1)の業務 日額 240 円</p> <p>(2)の業務</p> <p>ア 監督に従事する職員</p> <p>1 日の従事時間が 4 時間未満の場合 高さが 20 メートル未満のとき 日額 120 円</p> <p>高さが 20 メートル以上のとき 日額 180 円</p> <p>1 日の従事時間が 4 時間以上の場合 高さが 20 メートル未満のとき 日額 200 円</p> <p>高さが 20 メートル以上のとき 日額 300 円</p> <p>イ 作業等に従事する職員</p> <p>1 日の従事時間が 4 時間未満の場合 高さが 20 メートル未満のとき 日額 140 円</p> <p>高さが 20 メートル以上のとき 日額 200 円</p> <p>1 日の従事時間が 4 時間以上の場合 高さが 20 メートル未満のとき 日額 220 円</p>

		<p>設工事等の調査、検査等の作業に従事したとき</p> <p>(4) 船舶に乗り込む職員が、次のいずれかに該当する業務に従事したとき</p> <p>ア 旅客等の海上輸送を行う業務</p> <p>イ 旅客等の海上輸送のため行う食料を必要とする航海の業務</p> <p>ウ 旅客等の海上輸送のため行う船長の業務</p>		<p>高さが 20 メートル以上のとき 日額 320 円</p> <p>(3)の業務 下水道管渠内の直径が 1.5 メートル未満のとき 日額 380 円</p> <p>下水道管渠内の直径が 1.5 メートル以上のとき 日額 310 円</p> <p>(4)の業務 ア 日額 1,400 円 イ 日額 460 円 ウ 日額 280 円</p>
消防特殊活動手当	<ul style="list-style-type: none"> ・消防吏員 ・化学消防艇に乗船する消防吏員 	<p>(1) 水火災その他の災害の警防作業に従事したとき</p> <p>(2) 交通災害その他の災害により負傷を受けた者の緊急救助作業に従事したとき</p> <p>(3) 潜水器具を着用して潜水作業に従事したとき</p> <p>(4) 食料を必要とする航海に従事したとき</p>	63,244 千円	<p>(1)の業務 機関員 1 件につき 560 円 その他の消防吏員 1 件につき 360 円</p> <p>(2)の業務 機関員 1 件につき 270 円 救急救命士の資格を有する消防吏員 1 件につき 350 円 (救急救命処置の業務に従事したときは、510 円)</p> <p>その他の消防吏員 1 件につき 190 円</p> <p>(3)の業務 1 時間につき 310 円</p> <p>(4)の業務 航海 1 回につき 460 円</p>
ヘリコプター操縦等手当	消防吏員	<p>(1) ヘリコプターの操縦業務に従事したとき</p> <p>(2) ヘリコプターの整備業務に従事したとき</p> <p>(3) ヘリコプターの搭乗業務に従事したとき</p>	6,274 千円	<p>(1)の業務 飛行時間の経験が 3,000 時間以上 日額 4,400 円</p> <p>2,000 時間以上 3,000 時間未満 日額 4,100 円</p> <p>1,000 時間以上 2,000 時間未満 日額 3,600 円</p> <p>1,000 時間未満 日額 2,200 円</p> <p>(2)の業務 2 等航空整備士以上の資格を有する消</p>

				防吏員 日額 2,100 円 3 等航空整備士の資格を有する消防吏員 日額 1,700 円 その他の消防吏員 日額 580 円 (3)の業務 搭乗時間 1 時間につき 1,200 円 空中機外活動時間 1 時間につき 1,900 円
国際緊急援助手当	消防吏員	国際緊急援助隊の活動が行われる海外の地域において国際緊急援助活動に従事したとき	—	日額 4,000 円
教育業務連絡指導手当	主任等で、その職務が困難であるとして教育委員会の定めるものの職務を担当する指導教諭又は教諭	当該担当に係る業務に従事したとき	350 千円	日額 200 円
教員特殊業務手当	小学校、中学校、特別支援学校、高等学校又は幼稚園に勤務する教員	(1) 非常災害時の緊急業務で生徒若しくは幼児の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務に従事したとき (2) 非常災害時等の緊急業務で生徒若しくは幼児の負傷、疾病等に伴う緊急の業務又は生徒に対する緊急の補導業務に従事したとき (3) 修学旅行、林間学校、臨海学校等において生徒又は幼児を引率して行う指導業務で泊を伴うものに従事したとき (4) 対外運動競技等において生徒又は幼児を引率して行う指導業務で泊を伴うもの又は週休日若しくは休日（以下「週休日等」という。）に行うものに従事したとき (5) 部活動における生徒に対する指導業務で週休日等に行うものに従事したとき	6,881 千円	(1)の業務 日額 8,000 円 (2)の業務 日額 7,500 円 (3)の業務 日額 4,250 円 (4)の業務 日額 4,250 円 (5)の業務 日額 3,000 円 (6)の業務 日額 900 円

		(6) 入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務で週休日等に行うものに従事したとき		
多学年学級担当手当	小学校又は中学校の2の学年の児童又は生徒で編制されている学級を担当する管理職手当の支給を受けない教育職員	当該学級における授業又は指導に従事したとき	—	日額 290 円
航海手当	・ 渡船の船員 ・ 渡船の船長	(1) 旅客等の海上輸送業務に従事したとき (2) 食料を必要とする航海に従事したとき (3) 旅客等の海上輸送業務に従事したとき	2,930 千円	(1)の業務 日額 1,400 円 (2)の業務 日額 460 円 (3)の業務 日額 280 円

<平成27年4月1日に廃止した手当（経過措置期間中にある手当）>

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成28年度決算)	左記職員に対する支給単価
折衝手当	職員	土地の取得及び収用、換地並びにこれらに伴う補償又は建築物の取得、移転及び撤去並びにこれらに伴う補償のために外勤折衝事務に従事したとき	920 千円	日額 650 円
動物取扱手当	職員	(1) 狂犬病の予防注射、咬傷犬の鑑定、傷病犬の治療、抑留犬の返還、不用犬の引取り又は回収等のため、飼い犬等を直接取り扱う業務に従事したとき (2) 緊急を要する場合において行う野犬等の捕獲業務に従事したとき	1,357 千円	(1)の業務 日額 260 円 (2)の業務 日額 950 円
食肉センター業務手当	食肉センターに勤務すると畜検査員、食鳥検査員	食肉センターに勤務すると畜検査員、食鳥検査員がその業務に従事したとき	1,533 千円	日額 910 円
環境業務手当	環境センター又は施設課に勤務する一般技術員	環境業務に従事したとき	1,167 千円	係長相当職より下位の職員 日額 400 円 その他の職員（課長・部長職相当の職員を除く） 日額 130 円

高気圧内 作業手当	職員	圧搾空気内で行う下水道 管渠等の建設工事の調査 、検査等の作業に従事し たとき	—	気圧が 0.2 メガパ スカルまでのとき 1 時間につき 210 円 気圧が 0.2 メガパ スカルを超え、0.3 メガパスカルまで のとき 1 時間につき 560 円 気圧が 0.3 メガパ スカルを超えると き 1 時間につき 1,000 円
電気主任 技術者手 当	電気事業法に規定 する主任技術 者に選任された 職員	電気工作物の工事、維持 及び運用に関する保安の 監督の業務に従事したと き	233 千円	月額 3,500 円
福祉業務 手当	<ul style="list-style-type: none"> ・保健福祉課、 保護課（本庁に 置かれるものを 除く。）、保護第 一課、保護第二 課又は保護第三 課に勤務する職 員（保育士（市 長が指定する者 に限る。以下同 じ。）を除く。) ・子ども総合セ ンター、障害福 祉センター又は 地域交流センタ ーに勤務する職 員（保育士を除 く。) ・子ども総合セ ンター又は保育 所に勤務する保 育士 ・地域交流セン ターに勤務する 地域交流センタ ー管理員 	<p>(1) 保健福祉課、保護課 （本庁に置かれるものを 除く。）、保護第一課、保 護第二課又は保護第三課 に勤務する職員（保育士 （市長が指定する者に限 る。以下同じ。）を除く 。）が、直接住民に対 して行う福祉に関する指導 、相談等の業務に従事し たとき</p> <p>(2) 子ども総合センター 、障害福祉センター又は 地域交流センターに勤務 する職員（保育士を除く 。）が、直接住民に対 して行う福祉に関する指導 、相談等の業務に従事し たとき</p> <p>(3) 子ども総合センター 又は保育所に勤務する保 育士が、福祉に関する業 務に従事したとき</p> <p>(4) 地域交流センターに 勤務する地域交流センタ ー管理員が、福祉に関す る相談等の補助業務に従 事したとき</p>	70,170 千円	<p>(1)の業務 社会福祉主事、身 体障害者福祉司、 知的障害者福祉司 等 日額 490 円 その他の職員 日額 430 円</p> <p>(2)の業務 児童福祉司、身体 障害者福祉司 日額 490 円 その他の職員 日額 220 円</p> <p>(3)の業務 日額 300 円</p> <p>(4)の業務 日額 220 円</p>
行旅病人 等収容手 当	職員	行旅病人若しくは行旅死 体の収容作業又は精神障 害者の搬送作業に従事し たとき	203 千円	<p>行旅病人の収容作 業 1 件につき 900 円 行旅死体の収容作 業 1 件につき 2,060 円 精神障害者の搬送 作業 1 件につき 450 円</p>

税務従事手当	市税の賦課徴収に関する事務を分掌する課に勤務する職員	市税の賦課徴収事務に従事したとき	20,325千円	日額290円
国保事務従事手当	国民健康保険に関する事務を分掌する係（本庁に置かれる当該係を除く。）に勤務する職員	国民健康保険料の賦課徴収事務に従事したとき	3,271千円	日額170円
火葬業務手当	斎場に勤務する一種業務員	火葬業務に従事したとき	2,124千円	日額1,850円
防疫作業手当	保健所東部生活衛生課に勤務する防疫指導員、防疫員及び自動車運転手	防疫作業の計画、指導等の業務又は防疫作業に従事したとき	—	防疫指導員 日額1,800円 その他の職員 日額1,700円
指導員手当	環境業務指導員	環境作業の計画、指導等の業務に従事したとき	46,477千円	環境センター工場に勤務する環境業務指導員 日額1,100円 その他の環境業務指導員 日額2,100円
環境センター作業手当	環境センター（環境センター工場を除く。）に勤務する自動車運転手、環境業務員、自動車整備士及び環境センター労務員	(1) 廃棄物搬送用自動車の運転操作・車付作業、公衆便所の清掃作業、廃棄物の積込作業、埋立作業、圧送作業及び環境業務のための自動車の整備に従事したとき (2) 環境センター労務員が、環境業務に従事したとき (3) 自動車運転手が、環境業務のため連絡車、パトロール車その他の自動車（廃棄物搬送用自動車を除く。）の運転に従事したとき	33,676千円	(1)の業務 自動車整備士（技能手を含む。） 日額1,000円 その他の職員 日額2,000円 (2)の業務 日額620円 (3)の業務 日額1,020円
動物死体収集手当	環境センターに勤務する職員	犬、ねこ等の死体の収集作業に従事したとき	2,560千円	1体につき330円
工場作業手当	環境センター工場に勤務する自動車運転手、環境業務員及び環境センター労務員	(1) 自動車運転手が環境業務のため廃棄物搬送用自動車の運転操作に従事したとき、又は環境業務員が廃棄物の終末処理作業に従事したとき (2) 自動車運転手が環境業務のため連絡車その他の自動車（廃棄物搬送用自動車を除く。）の運転に従事したとき、又は環	507千円	(1)の業務 日額1,000円 (2)の業務 自動車運転手 日額510円 環境センター労務員 日額620円

		境センター労務員が環境業務に従事したとき		
モーターボート試走手当	職員	競争用のモーターボートの整備のため当該モーターボートの試走に従事したとき	—	日額 240 円

(注) 1 特殊勤務手当の支給実績（平成28年度決算）等は、普通会計及びその他特別会計に係る特殊勤務手当の支給実績等です。

2 平成27年4月1日に廃止した手当については、経過措置として平成28年度は上記支給単価の5分の4の額、平成29年度は5分の3の額、平成30年度は5分の2の額を支給することとしています。

オ 時間外勤務手当

平成27年度決算	支給実績	2,219,424千円
	職員1人当たり平均支給年額	393千円
平成28年度決算	支給実績	2,093,721千円
	職員1人当たり平均支給年額	373千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成27年度、平成28年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みません。

カ その他の手当（平成29年4月1日現在）

手当名	手当の内容、支給額等	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成28年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員（課長級以上の職員）に、その職務の特殊性に基づき、64,000円～139,900円を支給	異なる	(国) ・支給額 46,300円 ～ 139,300円	千円 715,847	円 595,052
初任給調整手当	新たに医師又は歯科医師として採用された職員に対して、月額308,000円を超えない範囲の額を、採用の日から35年以内の期間、採用後一定の期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて支給	同じ	—	千円 31,480	円 2,623,361
扶養手当	扶養親族のある職員に対して、1人につき7,500円～14,000円を支給	異なる	(国) ・支給額 6,500円～ 10,000円	千円 1,090,996	円 327,430

住居手当	借家・借間に居住し月額 12,000 円を超える家賃を負担している職員に対して、上限 27,000 円の範囲内の金額を支給。	同じ	—	千円 484,720	円 117,224
通勤手当	通勤のため交通機関・自動車等を利用し、通勤距離が片道 1 キロメートル以上の職員に対し、交通機関等の利用者に対しては上限 55,000 円、自動車等の使用者に対しては距離区分に応じて 2,000 円～31,600 円を支給	異なる	(国) ・通勤距離が片道 2 キロメートル以上の職員に支給	千円 715,038	円 156,703
単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、配偶者と別居することとなった職員で、単身で生活することを常況とし、異動等前の住居から異動等後の勤務場所への通勤距離が片道 60 キロメートル以上ある職員に対して、基礎額 30,000 円に距離の区分に応じて 8,000 円～58,000 円の加算額を支給	同じ	—	千円 14,864	円 874,353
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜の時間帯（午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間）に勤務した職員に対して、その勤務 1 時間につき、1 時間当たりの給与額×0.25 の額を支給	同じ	—	千円 65,303	円 86,493
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給職員又は特定任期付職員が、「臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日」及び「臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前 0 時から午前 5 時まで」に勤務した場合に、職務の区分に応じ、その勤務 1 回につき 1,500 円～18,000 円を支給	異なる	(国) ・支給額 勤務 1 回につき 3,000 円～12,000 円（6 時間を超える勤務は 100 分の 150 の割合を乗じて得た額）	千円 10,269	円 119,401

宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に対して、その勤務 1 回につき 5,300 円（勤務時間が 5 時間を超えない場合は、その勤務 1 回につき 2,650 円）を支給	異なる	(国) ・支給額 勤務 1 回につき 4,200 円	千円 260	円 129,850
特定任期付職員業績手当	特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対して、その者の給料月額に相当する金額を支給	同じ	—	千円 —	円 —
義務教育等教員特別手当	小学校、中学校、特別支援学校及び高等学校に勤務する教育職員に対して、職務の級に応じ、2,000 円～8,000 円を支給	同じ	—	千円 3,465	円 73,714
へき地手当	へき地学校に勤務する教職員に対して、その者の給料月額、給料の調整額、教職調整額及び扶養手当の月額合計に、6/100～22/100 を乗じて得た額を支給	同じ	—	千円 —	円 —
へき地手当に準ずる手当	へき地手当の支給対象となる学校に異動し、又は勤務する学校が移転したため住居を移転することとなった教職員に対して、その者の給料月額、給料の調整額、教職調整額及び扶養手当の合計額に異動の日から 5 年間は 4%（5 年に達した後の 1 年間は 2%）を乗じて得た額を支給	同じ	—	千円 —	円 —

(11) 特別職の報酬等の状況（平成29年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	市 長	1,230,000 円		
	副 市 長	980,000 円		
報 酬	議 長	1,090,000 円		
	副 議 長	980,000 円		
	議 員	880,000 円		
期 末 手 当	市 長 副 市 長	(平成28年度支給割合) 6 月期 1.50 月分 1 2 月期 1.70 月分 計 3.20 月分		
	議 長 副 議 員	(平成28年度支給割合) 6 月期 1.50 月分 1 2 月期 1.70 月分 計 3.20 月分		
退 職 手 当		算定方式	1 期の手当額	支給時期
	市 長	給料月額×在職月数×0.45	26,568,000 円	任期毎
	副 市 長	給料月額×在職月数×0.34	15,993,600 円	任期毎

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、平成29年4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

第3章 公営企業職員の給与等の状況

1 上水道事業

(1) 職員給与費の状況（平成28年度決算）

区 分	総費用 (A)	純損益又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める 職員給与費比率 (B/A)	(参考) 前年度の総費用に占 める職員給与費比率
平成28 年度	千円 18,087,692	千円 1,924,433	千円 2,573,626	% 14.2	% 16.2

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 42,074 千円は含みません。

区 分	職員数 (A)	給与費				1人当たり 給与費 (B/A)
		給 料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計 (B)	
平成28 年度	人 345	千円 1,424,740	千円 328,883	千円 565,987	千円 2,319,610	千円 6,724

- (注) 1 職員手当には、退職手当は含みません。
2 職員数は、平成29年3月31日現在の数です。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

(2) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（平成29年4月1日現在）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
上水道事業	46.1歳	347,759円	549,208円

(注) 平均給与月額には、期末・勤勉手当等を含みます。

(3) 職員手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

上 水 道 事 業		
1人当たり平均支給額（平成28年度）		
1,631千円		
平成28年度		
支給割合	期末手当	勤勉手当
6月期	1.225(0.65)月分	0.80(0.375)月分
12月期	1.375(0.80)月分	0.90(0.425)月分
合計	2.60(1.45)月分	1.70(0.80)月分
(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置		
・職務段階別加算 5～20%		
・管理職加算 8～25%		

- (注) 1 ()内は、再任用職員に係る支給割合です。
2 管理職加算の割合は、当分の間、「8%～25%」とあるのを、「7.2%～23.5%」としています。

イ 退職手当（平成29年4月1日現在）

上 水 道 事 業		
(支給率)	自己都合	定年
勤続20年	20.445月分	27.2月分
勤続25年	29.145月分	35.3月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分
1人当たり 平均支給額 (平成28年度)	—	23,105千円
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (45%以内加算)	

(注) 1 退職手当の1人当たりの平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

2 平成29年3月31日に退職した職員のうち、退職時の年齢が45歳以上57歳未満の職員で、早期希望退職に応募し認定を受けた職員（勤続年数が20年以上の職員に限る。）については、早期希望退職の特例措置として45%以内の加算をしています。

ウ 地域手当（平成29年4月1日現在）

支 給 実 績（平成28年度決算）		45,805千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成28年度決算）		132,002円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
北九州市	3%	299人	3%

エ 特殊勤務手当（平成29年4月1日現在）

区 分	全 職 種
支給実績（平成28年度決算）	3,226千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成28年度決算)	31,940円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成28年度)	28.2%
手当の種類（手当数）	2種類

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成 28 年度決算)	左記職員に対する支給単価
特殊現場業務 手当	職員	<p>(1) 高所（地上又は水面上 10 メートル以上の足場の不安定な箇所）又は 40 度以上の傾斜地において水道事業又は工業用水道事業に係る監督、測量等の業務に従事したとき</p> <p>(2) 水中等環境劣悪な場所において水道事業又は工業用水道事業に係る監督、測量等の業務に従事したとき</p> <p>(3) 高所において下水道事業に係る測量作業又は建築物、管渠等の建設若しくは改修のための工事現場における監督若しくは作業に従事したとき</p> <p>(4) 暗渠内に立ち入って漏水調査等の作業に従事したとき</p> <p>(5) 下水道管渠内に立ち入って、下水道管渠の建設工事等の調査、検査等の作業に従事したとき</p>	235 千円	<p>(1)の業務 日額 150 円</p> <p>(2)の業務 日額 190 円</p> <p>(3)の業務 監督に従事する職員 1 日の従事時間が 4 時間未満の場合 高さが 20 メートル未満のとき 日額 120 円 高さが 20 メートル以上のとき 日額 180 円 1 日の従事時間が 4 時間以上の場合 高さが 20 メートル未満のとき 日額 200 円 高さが 20 メートル以上のとき 日額 300 円</p> <p>作業等に従事する職員 1 日の従事時間が 4 時間未満の場合 高さが 20 メートル未満のとき 日額 140 円 高さが 20 メートル以上のとき 日額 200 円 1 日の従事時間が 4 時間以上の場合 高さが 20 メートル未満のとき 日額 220 円 高さが 20 メートル以上のとき 日額 320 円</p> <p>(4)の業務 暗渠内直径が 1.5 メートル未満のとき 日額 380 円 暗渠内直径が 1.5 メートル以上のとき 日額 310 円</p> <p>(5)の業務 下水道管渠内の直径が 1.5 メートル未満のとき 日額 380 円</p>

				下水道管渠内の直径が 1.5 メートル以上のとき 日額 310 円
夜間特殊業務手当	浄水所に勤務する職員	正規の勤務時間が午後 4 時 30 分から翌日午前 9 時 00 分までの区別の勤務に従事したとき	2,117 千円	深夜（午後 10 時から翌日午前 5 時まで。以下同じ。）の全部を含む勤務 1 回につき 1,100 円 深夜の一部を含む勤務 深夜における勤務時間が 2 時間以上のとき 1 回につき 730 円 深夜における勤務時間が 30 分以上 2 時間未満のとき 1 回につき 410 円

<平成 27 年 4 月 1 日に廃止した手当（経過措置期間中にある手当）>

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成 28 年度決算)	左記職員に対する支給単価
電気主任技術者手当	電気事業法に規定する主任技術者に選任された職員	電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の業務に従事したとき	255 千円	月額 3,500 円
汚泥処理手当	職員	ちんでん池等の汚泥の搬出作業に従事したとき	9 千円	日額 310 円
行旅病人等収容手当	職員	行旅病人等の死体収容作業に従事したとき	—	1 件につき 2,060 円
水質研究手当	水質試験所に勤務する職員	細菌検査又は劇薬等を使用して水質試験、研究の業務に従事したとき	611 千円	日額 210 円
折衝手当	職員	土地の取得及び収用、換地並びにこれに伴う補償又は建築物の取得、移転及び撤去並びにこれらに伴う補償のために行う外勤折衝業務に従事したとき	—	日額 650 円

(注) 平成 27 年 4 月 1 日に廃止した手当については、経過措置として平成 28 年度は上記支給単価の 5 分の 4 の額、平成 29 年度は 5 分の 3 の額、平成 30 年度は 5 分の 2 の額を支給することとしています。

オ 時間外勤務手当

平成27年度決算	支給実績	90,191千円
	職員1人当たり平均支給年額	278千円
平成28年度決算	支給実績	78,023千円
	職員1人当たり平均支給年額	247千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成27年度、平成28年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みません。

カ その他手当（平成29年4月1日現在）

手当名	手当の内容、支給額等	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（平成28年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員（課長級以上の職員）に、その職務の特殊性に基づき、64,000円～139,900円を支給	同じ	—	千円 33,521	円 558,689
扶養手当	扶養親族のある職員に対して、1人につき7,500円～14,000円を支給	同じ	—	千円 68,321	円 333,272
住居手当	借家・借間に居住し月額12,000円を超える家賃を負担している職員に対して、上限27,000円の範囲内の金額を支給	同じ	—	千円 28,501	円 116,329
通勤手当	通勤のため交通機関・自動車等を利用し、通勤距離が片道1キロメートル以上の職員に対し、交通機関等の利用者に対しては上限55,000円、自動車等の使用者に対しては距離区分に応じて2,000円～31,600円を支給	同じ	—	千円 40,224	円 135,436
単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、配偶者と別居することとなった職員で、単身で生活することを常況とし、異動等	同じ	—	千円 —	円 —

	前の住居から異動等後の勤務場所への通勤距離が片道 60 キロメートル以上ある職員に対して、基礎額 30,000 円に距離の区分に応じて 8,000 円～58,000 円の加算額を支給				
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜の時間帯（午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間）に勤務した職員に対して、その勤務 1 時間につき、1 時間当たりの給与額×0.25 の額を支給	同じ	—	千円 6,658	円 179,952
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給職員又は特定任期付職員が、「臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日」及び「臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前 0 時から午前 5 時まで」に勤務した場合に、職務の区分に応じ、その勤務 1 回につき 1,500 円～18,000 円を支給	同じ	—	千円 364	円 40,444
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に対して、その勤務 1 回につき 5,300 円（勤務時間が 5 時間を超えない場合は、その勤務 1 回につき 2,650 円）を支給	同じ	—	千円 —	円 —
特定任期付職員業績手当	特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対して、その者の給料月額に相当する金額を支給	同じ	—	千円 —	円 —

2 工業用水道事業

(1) 職員給与費の状況（平成28年度決算）

区 分	総費用 (A)	純損益又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める 職員給与費比率 (B/A)	(参考) 前年度の総費用に占める 職員給与費比率
平成28 年度	千円 1,283,154	千円 27,007	千円 235,040	% 18.3	% 18.7

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費5,526千円は含みません。

区 分	職員数 (A)	給与費				1人当たり 給与費 (B/A)
		給 料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計 (B)	
平成28 年度	人 26	千円 101,522	千円 26,721	千円 38,440	千円 166,683	千円 6,411

(注) 1 職員手当には、退職手当は含みません。

2 職員数は、平成29年3月31日現在の数です。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

(2) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（平成29年4月1日現在）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
工業用水道事業	46.4歳	338,465円	546,805円

(注) 平均給与月額には、期末・勤勉手当等を含みます。

(3) 職員手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

工業用水道事業		
1人当たり平均支給額（平成28年度）		
1,478千円		
平成28年度		
支給割合	期末手当	勤勉手当
6月期	1.225(0.65)月分	0.80(0.375)月分
12月期	1.375(0.80)月分	0.90(0.425)月分
合計	2.60(1.45)月分	1.70(0.80)月分

(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・職務段階別加算	5～20%
・管理職加算	8～25%

- (注) 1 ()内は、再任用職員に係る支給割合です。
 2 管理職加算の割合は、当分の間、「8%～25%」とあるのを、「7.2%～23.5%」としています。

イ 退職手当 (平成29年4月1日現在)

工 業 用 水 道 事 業		
(支給率)	自己都合	定年
勤続20年	20.445月分	27.2月分
勤続25年	29.145月分	35.3月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分
1人当たり 平均支給額 (平成28年度)	— 千円	21,413 千円
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (45%以内加算)	

- (注) 1 退職手当の1人当たりの平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。
 2 平成29年3月31日に退職した職員のうち、退職時の年齢が45歳以上57歳未満の職員で、早期希望退職に応募し認定を受けた職員(勤続年数が20年以上の職員に限る。)については、早期希望退職の特例措置として45%以内の加算をしています。

ウ 地域手当 (平成29年4月1日現在)

支 給 実 績 (平成28年度決算)		3,242 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成28年度決算)		124,695 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
北九州市	3%	21 人	3%

エ 特殊勤務手当 (平成29年4月1日現在)

区 分	全 職 種
支給実績 (平成28年度決算)	697 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成28年度決算)	43,539 円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成28年度)	80.0%

手当の種類 (手当数)		2 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成 28 年度決算)	左記職員に対する支給単価
特殊現場業務 手当	職員	(1) 高所（地上又は水面上 10 メートル以上の足場の不安定な箇所）又は 40 度以上の傾斜地において水道事業又は工業用水道事業に係る監督、測量等の業務に従事したとき (2) 水中等環境劣悪な場所において水道事業又は工業用水道事業に係る監督、測量等の業務に従事したとき (3) 高所において下水道事業に係る測量作業又は建築物、管渠等の建設若しくは改修のための工事現場における監督若しくは作業に従事したとき (4) 暗渠内に立ち入って漏水調査等の作業に従事したとき (5) 下水道管渠内に立ち入って、下水道管渠の建設工事等の調査、検査等の作業に従事したとき	15 千円	(1)の業務 日額 150 円 (2)の業務 日額 190 円 (3)の業務 監督に従事する職員 1 日の従事時間が 4 時間未満の場合 高さが 20 メートル未満のとき 日額 120 円 高さが 20 メートル以上のとき 日額 180 円 1 日の従事時間が 4 時間以上の場合 高さが 20 メートル未満のとき 日額 200 円 高さが 20 メートル以上のとき 日額 300 円 作業等に従事する職員 1 日の従事時間が 4 時間未満の場合 高さが 20 メートル未満のとき 日額 140 円 高さが 20 メートル以上のとき 日額 200 円 1 日の従事時間が 4 時間以上の場合 高さが 20 メートル未満のとき 日額 220 円 高さが 20 メートル以上のとき 日額 320 円 (4)の業務 暗渠内直径が 1.5 メートル未満のとき 日額 380 円 暗渠内直径が 1.5 メートル以上のとき 日額 310 円 (5)の業務 下水道管渠内の直径が 1.5 メートル未満

				のとき 日額 380 円 下水道管渠内の直径が 1.5 メートル以上のとき 日額 310 円
夜間特殊業務手当	浄水所に勤務する職員	正規の勤務時間が午後 4 時 30 分から翌日午前 9 時 00 分までの区分の勤務に従事したとき	657 千円	深夜（午後 10 時から翌日午前 5 時まで。以下同じ。）の全部を含む勤務 1 回につき 1,100 円 深夜の一部を含む勤務 深夜における勤務時間が 2 時間以上のとき 1 回につき 730 円 深夜における勤務時間が 30 分以上 2 時間未満のとき 1 回につき 410 円

<平成 27 年 4 月 1 日に廃止した手当（経過措置期間中にある手当）>

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成 28 年度決算)	左記職員に対する支給単価
電気主任技術者手当	電気事業法に規定する主任技術者に選任された職員	電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の業務に従事したとき	24 千円	月額 3,500 円
汚泥処理手当	職員	ちんでん池等の汚泥の搬出作業に従事したとき	—	日額 310 円
行旅病人等収容手当	職員	行旅病人等の死体収容作業に従事したとき	—	1 件につき 2,060 円
水質研究手当	水質試験所に勤務する職員	細菌検査又は劇薬等を使用して水質試験、研究の業務に従事したとき	—	日額 210 円
折衝手当	職員	土地の取得及び収用、換地並びにこれに伴う補償又は建築物の取得、移転及び撤去並びにこれらに伴う補償のために行う外勤折衝業務に従事したとき	—	日額 650 円

(注) 平成 27 年 4 月 1 日に廃止した手当については、経過措置として平成 28 年度は上記支

給単価の5分の4の額、平成29年度は5分の3の額、平成30年度は5分の2の額を支給することとしています。

オ 時間外勤務手当

平成27年度決算	支給実績	6,618千円
	職員1人当たり平均支給年額	265千円
平成28年度決算	支給実績	7,027千円
	職員1人当たり平均支給年額	306千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。
 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成27年度、平成28年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当（平成29年4月1日現在）

手当名	手当の内容、支給額等	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（平成28年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員（課長級以上の職員）に、その職務の特殊性に基づき、64,000円～139,900円を支給	同じ	—	千円 —	円 —
扶養手当	扶養親族のある職員に対して、1人につき7,500円～14,000円を支給	同じ	—	千円 6,547	円 327,325
住居手当	借家・借間に居住し月額12,000円を超える家賃を負担している職員に対して、上限27,000円の範囲内の金額を支給	同じ	—	千円 1,430	円 79,417
通勤手当	通勤のため交通機関・自動車等を利用し、通勤距離が片道1キロメートル以上の職員に対し、交通機関等の利用者に対しては上限55,000円、自動車等の使用者に対しては距離区分に応じて2,000円	同じ	—	千円 3,515	円 140,605

	～31,600 円の金額を支給				
単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、配偶者と別居することとなった職員で、単身で生活することを常況とし、異動等前の住居から異動等後の勤務場所への通勤距離が片道 60 キロメートル以上ある職員に対して、基礎額 30,000 円に距離の区分に応じて 8,000 円～58,000 円の加算額を支給	同じ	—	千円 —	円 —
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜の時間帯（午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間）に勤務した職員に対して、その勤務 1 時間につき、1 時間当たりの給与額×0.25 の額を支給	同じ	—	千円 2,144	円 164,939
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給職員又は特定任期付職員が、「臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日」及び「臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前 0 時から午前 5 時まで」に勤務した場合に、職務の区分に応じ、その勤務 1 回につき 1,500 円～18,000 円を支給	同じ	—	千円 —	円 —
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に対して、その勤務 1 回につき 5,300 円（勤務時間が 5 時間を超えない場合は、その勤務 1 回につき 2,650 円）を支給	同じ	—	千円 —	円 —
特定任期付職員業績手当	特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対して、その者の給料月額に相当する金額を支給	同じ	—	千円 —	円 —

3 下水道事業

(1) 職員給与費の状況 (平成28年度決算)

区 分	総費用 (A)	純損益又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める 職員給与費比率 (B/A)	(参考) 前年度の総費用に占める 職員給与費比率
平成28 年度	千円 26,471,953	千円 1,071,024	千円 932,839	% 3.5	% 3.3

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 456,738 千円は含みません。

区 分	職員数 (A)	給与費				1人当たり 給与費 (B/A)
		給 料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計 (B)	
平成28 年度	人 155	千円 637,608	千円 156,059	千円 257,466	千円 1,051,134	千円 6,782

(注) 1 職員手当には、退職手当は含みません。

2 職員数は、平成29年3月31日現在の数です。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

(2) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況 (平成29年4月1日現在)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
下水道事業	43.8 歳	350,994 円	563,180 円

(注) 平均給与月額には、期末・勤勉手当等を含みます。

(3) 職員手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

下 水 道 事 業		
1人当たり平均支給額 (平成28年度)		
1,661 千円		
平成28年度		
支給割合	期末手当	勤勉手当
6月期	1.225(0.65)月分	0.80(0.375)月分
12月期	1.375(0.80)月分	0.90(0.425)月分
合計	2.60 (1.45)月分	1.70(0.80)月分
(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置		
・職務段階別加算 5~20%		
・管理職加算 8~25%		

- (注) 1 ()内は、再任用職員に係る支給割合です。
 2 管理職加算の割合は、当分の間、「8%~25%」とあるのを、「7.2%~23.5%」としています。

イ 退職手当 (平成29年4月1日現在)

下 水 道 事 業		
(支給率)	自己都合	定年
勤続20年	20.445月分	27.2月分
勤続25年	29.145月分	35.3月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分
1人当たり 平均支給額 (平成28年度)	19,830千円	23,688千円
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (45%以内加算)	

- (注) 1 退職手当の1人当たりの平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。
 2 平成29年3月31日に退職した職員のうち、退職時の年齢が45歳以上57歳未満の職員で、早期希望退職に応募し認定を受けた職員(勤続年数が20年以上の職員に限る。)については、早期希望退職の特例措置として45%以内の加算をしています。

ウ 地域手当 (平成29年4月1日現在)

支 給 実 績 (平成28年度決算)		20,551千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成28年度決算)		132,585円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
北九州市	3%	135人	3%

エ 特殊勤務手当 (平成29年4月1日現在)

区 分		全 職 種		
支給実績 (平成28年度決算)		4,650千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成28年度決算)		94,889円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成28年度)		33.6%		
手当の種類 (手当数)		1種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成28年度決算)	左記職員に対する支給単価

<p>特殊現場業務 手当</p>	<p>職員</p>	<p>(1) 高所（地上又は水面上 10 メートル以上の足場の不安定な箇所）又は 40 度以上の傾斜地において水道事業又は工業用水道事業に係る監督、測量等の業務に従事したとき (2) 中等環境劣悪な場所において水道事業又は工業用水道事業に係る監督、測量等の業務に従事したとき (3) 高所において下水道事業に係る測量作業又は建築物、管渠等の建設若しくは改修のための工事現場における監督若しくは作業に従事したとき (4) 暗渠内に立ち入って漏水調査等の作業に従事したとき (5) 下水道管渠内に立ち入って、下水道管渠の建設工事等の調査、検査等の作業に従事したとき</p>	<p>33 千円</p>	<p>(1)の業務 日額 150 円 (2)の業務 日額 190 円 (3)の業務 監督に従事する職員 1 日の従事時間が 4 時間未満の場合 高さが 20 メートル未満のとき 日額 120 円 高さが 20 メートル以上のとき 日額 180 円 1 日の従事時間が 4 時間以上の場合 高さが 20 メートル未満のとき 日額 200 円 高さが 20 メートル以上のとき 日額 300 円 作業等に従事する職員 1 日の従事時間が 4 時間未満の場合 高さが 20 メートル未満のとき 日額 140 円 高さが 20 メートル以上のとき 日額 200 円 1 日の従事時間が 4 時間以上の場合 高さが 20 メートル未満のとき 日額 220 円 高さが 20 メートル以上のとき 日額 320 円 (4)の業務 暗渠内直径が 1.5 メートル未満のとき 日額 380 円 暗渠内直径が 1.5 メートル以上のとき 日額 310 円 (5)の業務 下水道管渠内の直径が 1.5 メートル未満のとき 日額 380 円 下水道管渠内の直径が 1.5 メートル以上のとき 日額 310 円</p>
----------------------	-----------	--	--------------	--

<平成27年4月1日に廃止した手当（経過措置期間中にある手当）>

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成28年度決算)	左記職員に対する支給単価
高気圧内作業手当	職員	圧搾空気内で行う下水道管渠等の建設工事の調査、検査等の作業に従事したとき	—	従事した1時間につき 気圧が0.2メガパスカルまでのとき 210円 気圧が0.2メガパスカルを超え、0.3メガパスカルまでのとき 560円 気圧が0.3メガパスカルを超えるとき 1,000円
電気主任技術者手当	電気事業法に規定する主任技術者に選任された職員	電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の業務に従事したとき	97千円	月額3,500円
下水処理業務手当	東部浄化センター、西部浄化センター又は水質管理課に勤務する一般技術員(管理者が指定する者を除く。)	下水処理に関する業務に従事したとき	4,433千円	管理者が定める職員 日額790円 上記以外の職員 日額260円
行旅病人等収容手当	職員	行旅病人等の死体収容作業に従事したとき	—	1件につき2,060円
水質研究手当	水質試験所に勤務する職員	細菌検査又は劇薬等を使用して水質試験、研究の業務に従事したとき	—	日額210円
折衝手当	職員	土地の取得及び収用、換地並びにこれに伴う補償又は建築物の取得、移転及び撤去並びにこれらに伴う補償のために行う外勤折衝業務に従事したとき	—	日額650円
受益者負担金事務従事手当	下水道事業受益者負担金の賦課徴収に関する事務に常時従事する職員	下水道事業受益者負担金の賦課徴収に関する事務に従事したとき	87千円	日額160円

(注) 平成27年4月1日に廃止した手当については、経過措置として平成28年度は上記支給単価の5分の4の額、平成29年度は5分の3の額、平成30年度は5分の2の額を支給することとしています。

オ 時間外勤務手当

平成27年度決算	支給実績	39,080千円
	職員1人当たり平均支給年額	261千円
平成28年度決算	支給実績	36,380千円
	職員1人当たり平均支給年額	1,582千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成27年度、平成28年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みません。

カ その他の手当（平成29年4月1日現在）

手当名	手当の内容、支給額等	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成28年度決算)	支給職員1人 当たり平均支給年額
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員（課長級以上の職員）に、その職務の特殊性に基づき、64,000円～139,900円を支給	同じ	—	千円 14,670	円 586,796
扶養手当	扶養親族のある職員に対して、1人につき7,500円～14,000円を支給	同じ	—	千円 32,681	円 326,805
住居手当	借家・借間に居住し月額12,000円を超える家賃を負担している職員に対して、上限27,000円の範囲内の金額を支給	同じ	—	千円 14,093	円 116,473
通勤手当	通勤のため交通機関・自動車等を利用し、通勤距離が片道1キロメートル以上の職員に対しては上限55,000円、自動車等の使用者に対しては距離区分に応じて2,000円～31,600円の金額を支給	同じ	—	千円 18,768	円 143,267

単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、配偶者と別居することとなった職員で、単身で生活することを常況とし、異動等前の住居から異動等後の勤務場所への通勤距離が片道 60 キロメートル以上ある職員に対して、基礎額 30,000 円に距離の区分に応じて 8,000 円～58,000 円の加算額を支給	同じ	—	千円 228	円 228,000
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜の時間帯（午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間）に勤務した職員に対して、その勤務 1 時間につき、1 時間当たりの給与額×0.25 の額を支給	同じ	—	千円 —	円 —
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給職員又は特定任期付職員が、「臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日」及び「臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前 0 時から午前 5 時まで」に勤務した場合に、職務の区分に応じ、その勤務 1 回につき 1,500 円～18,000 円を支給	同じ	—	千円 94	円 18,800
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に対して、その勤務 1 回につき 5,300 円（勤務時間が 5 時間を超えない場合は、その勤務 1 回につき 2,650 円）を支給	同じ	—	千円 —	円 —
特定任期付職員業績手当	特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対して、その者の給料月額に相当する金額を支給	同じ	—	千円 —	円 —

4 交通事業

(1) 職員給与費の状況（平成28年度決算）

区 分	総費用 (A)	純損益又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める 職員給与費比率 (B/A)	(参考) 前年度の総費用に占 める職員給与費比率
平成28 年度	千円 1,723,888	千円 ▲49,828	千円 1,179,249	% 68.4	% 69.0

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費はありません。

区 分	職員数 (A)	給与費				1人当たり 給与費 (B/A)
		給 料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計 (B)	
平成28 年度	人 61	千円 231,277	千円 91,963	千円 98,294	千円 421,534	千円 6,910

(注) 1 職員手当には、退職手当は含みません。

2 職員数は、平成29年3月31日現在の数です。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

(2) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（平成29年4月1日現在）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
交通事業	46.5歳	320,674円	564,877円

(注) 平均給与月額には、期末・勤勉手当等を含みます。

(うちバス事業運転手)

区 分	公 務 員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
北九州市	48.2歳	38人	289,911円	402,119円	324,156円

(3) 職員手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

交 通 事 業		
1人当たり平均支給額（平成28年度）		
1,611千円		
平成28年度		
支給割合	期末手当	勤勉手当
6月期	1.225(0.65)月分	0.80(0.375)月分
12月期	1.375(0.80)月分	0.90(0.425)月分
合計	2.60(1.45)月分	1.70(0.80)月分

(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・職務段階別加算	5～20%
・管理職加算	8～25%

- (注) 1 ()内は、再任用職員に係る支給割合です。
 2 管理職加算の割合は、当分の間、「8%～25%」とあるのを、「7.2%～23.5%」としています。

イ 退職手当 (平成29年4月1日現在)

交 通 事 業		
(支給率)	自己都合	定年
勤続20年	20.445月分	27.2月分
勤続25年	29.145月分	35.3月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分
1人当たり 平均支給額 (平成28年度)	一 千円	8,491千円
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (45%以内加算)	

- (注) 1 退職手当の1人当たりの平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。
 2 平成29年3月31日に退職した職員のうち、退職時の年齢が45歳以上57歳未満の職員で、早期希望退職に応募し認定を受けた職員(勤続年数が20年以上の職員に限る。)については、早期希望退職の特例措置として45%以内の加算をしています。

ウ 地域手当 (平成29年4月1日現在)

支 給 実 績 (平成28年度決算)		7,469千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成28年度決算)		122,455円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
北九州市	3%	61人	3%

エ 特殊勤務手当 (平成29年4月1日現在)

区 分	全 職 種
支給実績 (平成28年度決算)	1,659千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成28年度決算)	59,250円

職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成28年度)		45.9%		
手当の種類(手当数)		3種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成28年度決算)	左記職員に対する支給単価
待機手当	旅客自動車運転者	勤務の途中において待機を要する勤務に従事したとき	705千円	運輸主任 1時間につき150円 それ以外の職員 1時間につき140円
夜間特殊業務手当	旅客自動車運転者	正規の勤務時間として深夜(午後10時から翌日午前5時まで)において業務に従事したとき	897千円	深夜における勤務時間が2時間以上のとき 勤務1回につき730円 深夜における勤務時間が30分以上2時間未満のとき 勤務1回につき410円
長距離運転手当	旅客自動車運転者	貸切勤務で、1日の運行距離が350キロメートルを超える乗務に従事したとき	57千円	1日の運行距離が350キロメートルを超え470キロメートル以下のとき 日額690円 470キロメートルを超え570キロメートル以下のとき 日額1,030円 570キロメートルを超えるとき 1日につき1,030円に570キロメートルを超える50キロメートルごとに1,000円を加算した額

オ 時間外勤務手当

平成27年度決算	支給実績	45,987千円
	職員1人当たり平均支給年額	792千円
平成28年度決算	支給実績	49,780千円
	職員1人当たり平均支給年額	858千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当、夜間勤務手当を含みます。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(平成27年度、平成28年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当（平成29年4月1日現在）

手当名	手当の内容、支給額等	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（平成28年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員（課長級以上の職員）に、その職務の特殊性に基づき、64,000円～139,900円を支給	同じ	—	千円 4,069	円 581,412
扶養手当	扶養親族のある職員に対して、1人につき7,500円～14,000円を支給	同じ	—	千円 15,209	円 353,697
住居手当	借家・借間に居住し月額12,000円を超える家賃を負担している職員に対して、上限27,000円の範囲内の金額を支給	同じ	—	千円 3,602	円 69,275
通勤手当	通勤のため交通機関・自動車等を利用し、通勤距離が片道1キロメートル以上の職員に対し、交通機関等の利用者に対しては上限55,000円、自動車等の使用者に対しては距離区分に応じて2,000円～31,600円を支給	同じ	—	千円 6,244	円 107,669
単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、配偶者と別居することとなった職員で、単身で生活することを常況とし、異動等前の住居から異動等後の勤務場所への通勤距離が片道60キロメートル以上ある職員に対して、基礎額30,000円に距離の区分に応じて8,000円～58,000円の加算額を支給	同じ	—	千円 —	円 —
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給職員又は特定任期付職員が、「臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日」及び「臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時まで」	同じ	—	千円 —	円 —

	に勤務した場合に、職務の区分に応じ、その勤務1回につき1,500円～18,000円を支給				
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に対して、その勤務1回につき5,300円（勤務時間が5時間を超えない場合は、その勤務1回につき2,650円）を支給	同じ	—	千円	— 円
特定任期付職員業績手当	特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対して、その者の給料月額に相当する金額を支給	同じ	—	千円	— 円

5 病院事業

(1) 職員給与費の状況（平成28年度決算）

区 分	総費用 (A)	純損益又は 実質収支	職員給与費 (B)	総費用に占める 職員給与費比率 (B/A)	(参考) 前年度の総費用に占 める職員給与費比率
平成28 年度	千円 24,963,718	千円 ▲1,238,563	千円 11,943,388	% 47.8	% 47.3

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費はありません。

区 分	職員数 (A)	給与費				1人当 り給与費 (B/A)
		給 料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計 (B)	
平成28 年度	人 1,129	千円 4,385,854	千円 2,926,495	千円 1,788,014	千円 9,100,363	千円 8,061

(注) 1 職員手当には、退職手当は含みません。

2 職員数は、平成29年3月31日現在の数です。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

(2) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（平成29年4月1日現在）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
事務員	39.7歳	331,052円	589,362円
医師	45.2歳	463,049円	1,400,907円
医療技術員	39.5歳	316,999円	546,382円
看護師	38.4歳	316,270円	526,633円

(注) 平均給与月額には、期末・勤勉手当等を含みます。

(3) 職員手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

病 院 事 業		
1人当たり平均支給額 (平成28年度)		
1,605 千円		
平成28年度		
支給割合	期末手当	勤勉手当
6月期	1.225(0.65)月分	0.80(0.375)月分
12月期	1.375(0.80)月分	0.90(0.425)月分
合計	2.60 (1.45)月分	1.70(0.80)月分
(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置		
・職務段階別加算 5~20%		
・管理職加算 8~25%		

(注) 1 () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

2 管理職加算の割合は、当分の間、「8%~25%」とあるのを、「7.2%~23.5%」としています。

イ 退職手当 (平成29年4月1日現在)

病 院 事 業		
(支給率)	自己都合	定年
勤続20年	20.445月分	27.2月分
勤続25年	29.145月分	35.3月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分
1人当たり 平均支給額 (平成28年度)	1,170 千円	25,053 千円
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (45%以内加算)	

(注) 1 退職手当の1人当たりの平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

2 平成29年3月31日に退職した職員(医療職給料表(1)の適用を受ける職員を除く。)のうち、退職時の年齢が45歳以上57歳未満の職員で、早期希望退職に応募し認定を受けた職員(勤続年数が20年以上の職員に限る。)については、早期希望退職の特例措置として45%以内の加算をしています。

ウ 地域手当（平成29年4月1日現在）

支給実績（平成28年度決算）			264,234千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成28年度決算）			237,620円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
北九州市 （医師及び歯科医師以外）	3%	970人	3%
北九州市 （医師及び歯科医師）	16%	171人	16%

エ 特殊勤務手当（平成29年4月1日現在）

区 分		全 職 種		
支給実績（平成28年度決算）		190,383千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 （平成28年度決算）		252,832円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 （平成28年度）		59.7%		
手当の種類（手当数）		3種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （平成28年度決算）	左記職員に対する支給単価
放射線取扱手当	診療放射線技師又はその補助者	放射線を人体に対して照射する作業等に 従事したとき	6,253千円	放射線科に勤務する技師等 日額410円 補助者 日額300円（医療センター放射線科治療室に勤務する助産師、看護師及び准看護師にあっては日額360円）
感染症予防等作業手当	<ul style="list-style-type: none"> 臨床検査技師若しくは衛生検査技師又はこれらの補助者 医療センターの感染症病棟に勤務する助産師、看護師又は准看護師 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 伝染病菌寄生卵等の検査等の業務に従事したとき (2) 感染症に感染する危険がある業務に従事したとき 	6,071千円	<ul style="list-style-type: none"> (1)の業務 臨床検査技師、衛生検査技師又は細菌検査室に勤務する職員 日額410円 臨床検査技師が、臨床検査技師等に関する法律施行規則第1条に規定する検査に従事したときは、1日につき160円を加算 臨床検査技師が、死体解剖の業務に従事したときは、1件につき2,300円を加算 (2)の業務 日額100円

<p>夜間特殊業務手当</p>	<p>病院に勤務する薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師、助産師、看護師及び准看護師</p>	<p>職員が、次の各号のいずれかに該当する業務に従事したとき (1) 病院に勤務する薬剤師、臨床検査技師及び診療放射線技師が、正規の勤務時間として深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において行う業務 (2) 病院に勤務する助産師、看護師及び准看護師が、正規の勤務時間として深夜において行う看護等の業務</p>	<p>178,059千円</p>	<p>(1)の業務 深夜の全部を含む勤務 1回につき5,400円 深夜の一部を含む勤務 深夜における勤務時間が4時間以上のとき 1回につき2,600円 深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満のとき 1回につき2,400円 深夜における勤務時間が2時間未満のとき 1回につき1,600円 (2)の業務 深夜における勤務時間が4時間以上のとき 1回につき3,300円 深夜の一部を含む勤務 深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満のとき 1回につき2,900円 深夜における勤務時間が2時間未満のとき 1回につき2,000円 上記(1)又は(2)の業務に従事する場合において、勤務の交替に伴う事情について特別の考慮を必要とするときと管理者が認めるときは、次の各号に掲げる職員の区分 に依り、1回につき当該各号に定める額を加算する。 (1) 通勤距離が片道1キロメートル以上5キロメートル未満の職員 380円 (2) 通勤距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満の職員 760円 (3) 通勤距離が片道10</p>
-----------------	--	--	------------------	---

				キロメートル以上の職員 1,140 円
--	--	--	--	------------------------

オ 時間外勤務手当

平成27年度決算	支給実績	1,079,790 千円
	職員1人当たり平均支給年額	998 千円
平成28年度決算	支給実績	1,128,611 千円
	職員1人当たり平均支給年額	1,043 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成27年度、平成28年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当（平成29年4月1日現在）

手当名	手当の内容、支給額等	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（平成28年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員（課長級以上の職員）に、その職務の特殊性に基づき、64,000 円～139,900 円を支給	同じ	—	千円 59,654	円 795,387
医師手当	新たに医師又は歯科医師として採用された職員に対して、月額308,000 円を超えない範囲の額を、採用の日から45年以内の期間、採用後一定の期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて支給	—	—	千円 616,848	円 3,671,713
扶養手当	扶養親族のある職員に対して、1人につき7,500 円～14,000 円を支給	同じ	—	千円 130,831	円 297,343
住居手当	借家・借間に居住し月額12,000 円を超える家賃を負担している職員に対して、上限27,000 円の範囲内の金額を支給	同じ	—	千円 117,430	円 171,681

通勤手当	通勤のため交通機関・自動車等を利用し、通勤距離が片道1キロメートル以上の職員に対し、交通機関等の利用者に対しては上限55,000円、自動車等の使用者に対しては距離区分に応じて2,000円～31,600円を支給	同じ	—	千円 103,749	円 128,880
単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、配偶者と別居することとなった職員で、単身で生活することを常況とし、異動等前の住居から異動等後の勤務場所への通勤距離が片道60キロメートル以上ある職員に対して、基礎額30,000円に距離の区分に応じて8,000円～58,000円の加算額を支給	同じ	—	千円 —	円 —
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜の時間帯（午後10時から翌日の午前5時までの間）に勤務した職員に対して、その勤務1時間につき、1時間当たりの給与額×0.25の額を支給	同じ	—	千円 96,908	円 177,813
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給職員又は特定任期付職員が、「臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日」及び「臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時まで」に勤務した場合に、職務の区分に応じて、その勤務1回につき1,500円～18,000円を支給（医師は適用外）	同じ	—	千円 789	円 60,692
宿日直手当	(1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員については、宿日直勤務1回につき20,000円（ただし、勤務時間が5時間以下の宿日直勤務の場合は、その勤務1回につき10,000円）	異なる	一般行政職の支給額5,300円（勤務時間が5時間を超えない場合は2,650円）	千円 158,155	円 453,165

	(2) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員以外の職員については、宿日直勤務 1 回につき 5,300 円 (救急医療体制従事者のうち課長職以上は 1 回につき 9,800 円) (ただし、勤務時間が 5 時間以下の宿日直勤務の場合は、その勤務 1 回につき 2,650 円 (救急医療体制従事者のうち課長職以上は 1 回につき 4,900 円))				
特定任期付職員業績手当	特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対して、その者の給料月額に相当する金額を支給	同じ	—	— 千円	— 円

第 4 章 勤務時間

(1) 勤務時間の状況

ア 1 週間の勤務時間

38 時間 45 分

イ 一般職員の勤務時間

開始時刻	終了時刻	休憩時間
8 時 30 分	17 時 15 分	12 時 00 分～ 13 時 00 分

(2) 年次休暇の取得状況 (平成 28 年度)

付与日数	平均使用日数
20 日	14.3 日

- (注) 1 年度途中で採用・退職したものを除いています。
 2 上下水道局長、交通局長、病院局長、再任用短時間職員、期間中に休職 (派遣職員を含む。) のある職員又は育児休業のある職員、臨時・非常勤職員を除いています。

(3) 特別休暇等の概要 (平成29年4月1日現在)

休暇の種類	概要	
病気休暇	公務以外の負傷又は疾病の際、医師の証明書等に基づいて付与される休暇。1年につき90日以内。	
組合休暇	職員団体の活動を行う職員に対し付与される休暇。休暇年度に30日以内。(無給)	
特別休暇	公民権の行使	選挙権その他公民としての権利を行使する場合に必要と認められる期間付与される休暇。
	証人等としての官公署への出頭	裁判員等として裁判所、その他の官公署に出頭する場合に必要と認められる期間付与される休暇。
	骨髄移植のための骨髄の提供等	骨髄移植のための骨髄の提供及び末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供に伴う必要な検査、入院等をする場合に必要と認められる期間付与される休暇。
	ボランティア活動	自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う際に付与される休暇。休暇年度に5日以内。
	職員の結婚	結婚した職員に対して付与される休暇。5日以内。
	職員の出産	医師又は助産師の証明に基づき、出産前8週間(多胎妊娠の場合14週間)から出産後8週間までの期間に付与される休暇。
	配偶者の出産	職員の配偶者の出産に伴い与えられる休暇。3日以内。
	男性職員の育児参加	職員の配偶者が出産する場合で、子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるときに与えられる休暇。5日以内。
	子の看護	12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育する職員が、その子の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられる休暇。5日以内。(子が2人の場合は10日、子が3人以上の場合は15日)
	短期介護休暇	要介護者の介護その他の任命権者が定める世話を行う職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられる休暇。5日以内。(要介護者が2人以上の場合は10日)
	女子職員の生理	生理日の就業が著しく困難な女性職員に付与される休暇。1回につき2日以内。
	忌引	忌引の際、付与される休暇。
	父母等の祭日	慣習上父母、配偶者又は子の祭しを行う際に付与される休日。1日
	現住居の滅失又は損壊	地震、水害、火災その他の非常災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合に与えられる休暇。7日以内。
	交通遮断	出勤することが著しく困難であると認められる場合に必要と認められる期間付与される休暇。
	退勤途上の危険回避	地震、水害、火災その他の非常災害により職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に必要と認められる期間付与される休暇。
夏季における健康保持	夏季における健康保持のため付与される休暇。6月から9月の期間中に6日以内。	

育児時間	生後2年に達しない子を育てる職員に認められる。1日につき2回、1回につき45分の範囲内。
介護時間	連続する3年以内の期間であって、勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日2時間以内。30分単位。(無給)

第5章 休業等の状況

(1) 休業等の取得者数 (平成28年度) (単位:人)

	育児休業	育児短時間勤務	部分休業	自己啓発等休業	大学院修学休業	配偶者同行休業
男性職員	21	0	7	0	0	0
女性職員	231	14	131	0	0	0
計	252	14	138	0	0	0

※人数は延べ人数とします。

第6章 分限及び懲戒

(1) 分限処分の状況 (平成28年度) (単位:人)

区分	免職	降任	休職	合計	失職
被処分者数	1	0	103	104	0

(2) 懲戒処分の状況 (平成28年度) (単位:人)

区分	免職	停職	減給	戒告	合計
被処分者数	2	1	1	3	7

第7章 職員の服務

地方公務員法第30条には、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と服務の根本基準が定められています。それを具現するため、同法は、法令や上司の命令に従う義務、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等を職員に課しています。

こうした法の趣旨に鑑み、本市では、職務に係る倫理の保持や職員の不正防止を目的とした倫理研修を実施しています。また、組織としての自浄作用の向上を図るとともに、市民に信頼される適正な職務執行を支援する公益通報制度を設けています。

(1) 服務規律の遵守に関する取組み（平成28年度実績）

服務規律の遵守のため、次のような研修を行っています。

研修	科目	対象者	<p>概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公務員法・地方自治法を中心とした公務員の義務や責任、服務規律を学ぶ。 ・本市職員の不祥事を例に挙げ、注意を喚起する。
新規採用職員研修	職員の服務	新規採用職員	
採用2年次職員研修	公務員倫理	採用2年次職員	
採用6年次職員研修	公務員倫理	採用6年次職員	
採用10年次職員研修	公務員倫理	採用10年次職員	
新任指導員研修	公務員倫理	新任指導員等	
新任主査研修	公務員倫理	新任主査	
新任係長研修	新任係長の役割と公務員倫理	新任係長	
新任課長研修	人事考課と公務員倫理	新任課長	
管理者倫理（不祥事防止）研修	—	全課長職	

(2) 公益通報制度の運用状況（平成28年度実績）

区分	受付件数	通報内容	是正措置等を講じた件数
内部通報	1件	職場内の秩序・人間関係に関すること	—
外部通報	0件	—	—
合計	1件	—	—

(注) 1 「内部通報」とは、北九州市の事務又は事業に関して、市民に信頼される適正な職務執行を確保することを目的として、職員等から本市の事務又は事業に関する法令違反行為等について、通報があったものです。

2 「外部通報」とは、公益通報者保護法に規定された約400本の法律についての法令違反行為のうち、本市が処分（命令、取消し等）や勧告等の権限を有するもので、実名によって通報があったものです。

第8章 研修

(1) 研修方針（平成28年度）

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 公務員として高い能力と倫理観を持ち、自ら学ぶ職員の育成をめざす。 2 広い視野と、市民や民間と協働するための必要な知識・技術の修得をめざす。 3 各階層に求められる役割と資質の認識、向上をめざす。 4 人を育て、お互いが学び合い、能力を高め合う組織づくりを支援する。 |
|--|

(2) 研修実績（平成28年度）

区分	内容	受講者数（人）
階層別研修（10研修）	職員の採用からの年次や各職位への昇任に応じ、共通して求められる知識・技能の習得や能力の開発を行う。	938

スキルアップ研修 (2 5 研 修)	職員の能力・技能の向上、管理監督者の資質の向上等を目指し、テーマごとに専門的な研修を実施。	2,384
派 遣 研 修	先進的な行政手法の実地での習得、幅広い視野の涵養等のため、中央省庁、民間企業、財団、大学院及び海外等に研修として派遣。	36
自 己 啓 発	通信教育講座及び語学講座の紹介並びに自主研究グループ活動の支援。	31
講 演 会	時代の変化に対応した新しい情報や幅広い視野を身に付けることを目的とし、全国的に著名な講師による講演会を開催。	124

第 9 章 勤務成績の評価

(1) 勤務成績の評価の概要 (平成 2 8 年度)

区分	概要	対象		評価段階
		職種	職務上の地位	
定期評価	職員が職務遂行に当たって示した広い意味での能力（能力、態度、業績、指導育成）を評価し、職員の適正配置、昇任、昇給、指導育成等の人事管理を行うための基礎情報として活用。	すべての職種	部長級以下	A～E の 5 段階
業績目標管理制度	一年間の職務の遂行結果を業績として評価し、評価結果を翌年度の勤勉手当に反映。	病院局に勤務する医事職を除くすべての職種	課長級以上	A～E の 5 段階

(2) 評価者研修の実施状況 (平成 2 8 年度)

対象者	内容	実施回数等
新任課長	人事評価制度全般の研修	年一回 半日
新任係長	人事評価制度全般の研修	年一回 一日

第 1 0 章 福祉及び利益の保護

(1) 職員の健康管理に関する取組状況 (平成 2 8 年度)

事業名	概 要
職員の健康診断等	労働安全衛生法第 6 6 条に基づく定期健康診断、特殊健康診断、採用時健康診断のほかに、人間ドック、ストレスチェック等を実施。
職員に対する健康相談・保健指導	労働安全衛生法第 6 6 条の 7、第 6 6 条の 8、第 6 6 条の 9、第 6 6 条の 10 又は第 6 9 条に基づき、定期健康診断結果に基づく保健指導、過重労働職員に対する保健指導、ストレスチェック結果に基づく保健指導、産業医・保健師によるメンタルヘルス相談等を実施。また、EAP（従業員支援プログラム）を民間相談機関に委託し、相談業務を実施。
啓発活動	安全(労働衛生)週間、研修会、ビデオの貸出し等を実施。

(2) 職員の健康管理の実施状況 (平成28年度)

ア 職員の健康診断の実施状況

項目	概 要	検査項目
定期健康診断	労働安全衛生規則第44条に基づき、全職員を対象に実施。	胸部X線検査、血圧検査、貧血検査等の血液検査、心電図検査等の法定項目のほか、VDT検査、血液生化学検査 (ヘモグロビンA1c、尿酸、クレアチニン)
特殊健康診断	有機りん剤、有機溶剤、高気圧、電離放射線、特定化学物質取扱い業務等に従事する職員を対象に実施。	代謝物の検査、眼底検査等の法定項目
採用時の健康診断	労働安全衛生規則第43条に基づき、新規採用職員を対象に実施。	胸部X線検査、血圧検査、貧血検査等の血液検査、心電図検査等の法定項目のほか、VDT検査、血液生化学検査 (ヘモグロビンA1c、尿酸、クレアチニン)
日帰り人間ドック	30歳以上の職員のうち希望者を対象に実施。	胸部X線検査、血圧検査、貧血検査等の血液検査、心電図検査等の法定項目のほか、VDT検査、血液生化学検査 (ヘモグロビンA1c、尿酸、クレアチニン)
ストレスチェック	定期健康診断対象者に実施。	職業性ストレス簡易調査 (57項目版)

イ 健康相談・保健指導の実施状況

項目	概 要
定期健康診断結果に基づく保健指導	健康診断の結果、心身の疾病予防のため、産業医が必要と判断した職員を対象に保健指導を実施。
過重労働職員に対する保健指導	1か月に100時間以上及び2か月の平均が80時間以上の時間外勤務を行った職員を対象に保健指導を実施。
産業医・保健師による相談	産業医又は保健師が、職員に対して、メンタルヘルス及び身体についての相談業務を実施。
EAP (従業員支援プログラム) による相談	EAPを民間相談機関に委託し、職員・家族に対して、職場やプライベートにおける様々な不安や悩みに関する相談業務を実施。
ストレスチェック結果に基づく保健指導	ストレスチェックの結果、高ストレスと判定され、面接指導を申し出た職員を対象に、保健指導を実施。

ウ 啓発活動の実施状況

項目	概 要
安全 (労働衛生) 週間	ポスター等の掲示による啓発、安全 (衛生) 管理者による職場巡視等を実施。
研修会	衛生管理者を対象に、安全衛生に関する研修会を実施。

(3) 北九州市職員共済組合の事業実施状況（平成28年度）

北九州市職員共済組合は、地方公務員等共済組合法に基づき、相互救済を目的とする制度を設け、もって組合員（職員）及びその遺族の生活の安定と福祉の向上を図り、公務の能率的運営に資することを目的として、次のような事業を実施しています。

組合員数	8,187人				
決算額・事業内容	○短期経理（医療給付や育児休業手当金、介護休業手当金等の給付） 組合員とその被扶養者の負傷・疾病等のための医療給付や、育児・介護休業を取得している組合員に対する手当金の給付を行っています。				
	決算額 (給付額)	2,587,261千円			
	保険料率	区分	期間	給料 標準報酬	期末手当 標準期末手当
		組合員	平成28年4月 ～ 平成29年3月	43.89/1,000 (介護※ 6.90/1,000)	43.89/1,000 (介護※ 6.90/1,000)
		事業主	平成28年4月 ～ 平成29年3月	43.89/1,000 (介護※ 6.90/1,000)	43.89/1,000 (介護※ 6.90/1,000)
		公的負担 ※	平成28年4月 ～ 平成29年3月	0.31/1,000	0.31/1,000
調整負担 金※		平成28年4月 ～ 平成29年3月	0.2/1,000	0.2/1,000	
<p>※公的負担・・・育児・介護休業手当金の給付に充てるため、法律で事業主が負担することとなっています。</p> <p>※調整負担金・・・全国市町村職員共済組合連合会（以下「市町村連合会」と表記します。）の実施する、特別財政調整事業の拠出金の財源に充てられます。</p> <p>※介護・・・介護保険制度の第2号被保険者に該当する40歳以上65歳未満の組合員を対象として徴収しています。</p>					
○厚生年金保険経理、退職等年金経理、経過的長期経理 27年10月の公的年金一元化後、年金資産は、厚生年金部分（厚生年金保険経理）、一元化後の職域部分（退職等年金経理）、一元化前の職域部分（経過的長期経理）の3つに分けて管理されています。 当組合では、組合員から保険料・掛金、事業主から負担金を徴収し、市町村連合会の各基金へ払込みを行います。					

保険料率	厚生年金保険法、地方公務員共済組合連合会定款・総務省告示に基づく保険料率※		
	区分	標準報酬・標準期末手当	
		28年4月～8月	28年9月～29年3月
	組合員	86.39/1,000	88.16/1,000
		7.5/1,000	7.5/1,000
事業主	86.39/1,000	88.16/1,000	
公的負担※	7.5/1,000	7.5/1,000	
	0.187/1,000	0.187/1,000	
	37.7/1,000		
	—		
	—		

※上段：厚生年金保険経理、中段：退職等年金経理、下段：経過的長期経理

※公的負担・・・基礎年金拠出金に必要な費用として、法律で事業主が負担することとなっています。

○経過的長期預託金管理経理

市町村連合会の管理する経過的長期預託金管理経理の資産の一部を借入れ、貸付事業の財源の一部に充てているものです。

28年度末借入金額	221,720千円
決算額（支払利息）	9,614千円

○業務経理（事務費）

決算額（事業費）	138,899千円
----------	-----------

○保健経理（保健事業）

組合員とその被扶養者の健康の保持増進や元気回復を目的とする保健事業（特定保健指導、共済体育館の運営等）を行っています。

決算額（事業費）	246,437千円			
保険料率	区分	期間	給料標準報酬	期末手当標準期末手当
	組合員	平成28年4月～平成29年3月	1.62/1,000	1.62/1,000
	事業主	平成28年4月～平成29年3月	1.62/1,000	1.62/1,000

○貸付経理（一般（自動車）貸付、住宅貸付、特別（医療、結婚、葬祭）貸付、災害貸付、高額医療貸付、出産貸付）

組合員の福祉の増進に資するための事業として、住宅取得等のための資金の貸付事業を行っています。

〈貸付事業の人件費・事務費は貸付金の利息収入を充当〉

決算額（事業費）	17,639千円
貸付残高（平成28年度末）	1,819,347千円

(4) 北九州市職員厚生会の事業実施状況（平成28年度）

北九州市職員厚生会は、北九州市職員厚生会に関する条例に基づき、職員の福利厚生を増進を図ることを目的として、次のような事業を実施しています。

会員数	8,593人	
会員掛金・納付金率	給料月額 $\frac{5}{1,000}$	
事業主交付金率	給料月額 $\frac{3}{1,000}$ ※事業主交付金額は106,999千円。なお、決算処理後の事業主への返還額を差し引いた実質的な交付金額は67,580千円。	
公費負担割合	会員掛金・納付金：事業主交付金=5：3	
決算額・事業内容	一般経理事業 212,685千円 (財源：事業主交付金、会員掛金)	<ul style="list-style-type: none"> ・一般給付 次世代育成支援（結婚、出産、入学、卒業）、香華料 ・催物チケットあっせん、ファミリー事業 ・厚生会施設の運営（食堂、売店）
	互助経理事業 206,747千円 (財源：会員納付金、収益経理からの繰入金)	<ul style="list-style-type: none"> ・育児休業見舞金、介護休暇見舞金、リフレッシュ助成金 ・退職記念懇談会 ・元気回復補助事業 ・物資あっせん ・借上保養所
	収益経理事業 73,969千円 (財源：貸付手数料、生命保険等取扱い、広告掲載による手数料収入)	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付（厚生、福利、結婚資金、新入学・修学、育児休業） ・グループ保険、医療保険、任意共済保険、団体終身保険、団体扱い生命保険、団体扱い損害保険、退職者団体扱い損害保険、火災共済、公務員賠償責任保険 ・広告事業
事業等見直し	平成25年度	事業主負担金率を給料月額の1000分の4に削減 元気回復補助事業への公費支出を廃止
	平成26年度	事業主負担金率を給料月額の1000分の3に削減
	平成27年度	香華料の支給区分の見直し
	平成28年度	機関誌「こうせい」への広告掲載を開始

教育委員会（教職員）

第1章 任用

（1）職員の人数の増減（4月1日現在）

任命権者	職員数			対前年増減数			平成29年度の 主な増減理由
	H27	H28	H29	H27	H28	H29	
教育委員会	4,956	5,065	4,484	▲18	109	▲581	講師の任用形態を期限付任用から臨時的任用へ変更したため

- ・職員数には、休職者及び派遣職員、常勤の再任用職員、期限付任用職員を含み、臨時・非常勤職員を除く。以下同じ。
- ・▲は、職員数の減を表す。
- ・H27～H28は県費負担教職員数、H29は権限移譲に伴い、それに対応する教職員数。

（2）任用形態別の職員数の状況（4月1日現在）

部 門	区 分	職 員 数		
		平成28年	平成29年	対前年増減数
正式任用		4,343	4,484	141
期限付任用（再任用を除く）		540	0	▲540
再任用職員（常勤）		180	226	46
再任用職員（短時間）		21	62	41
合 計		5,084	4,772	▲302

- ・再任用職員（短時間）については、職員数には含んでいない。

（3）職員の採用及び退職等の状況

任命権者	区 分	採用			退職		
		H26	H27	H28	H26	H27	H28
教育委員会（県費）		376 (132)	380 (156)	281 (84)	242 (17)	260 (21)	277 (13)

- ・（ ）は再任用フルタイム職員で内数

（4）職員の昇任及び降任の状況（平成28年度）

区 分	昇任		降任
	教頭	校長	
教 員	14	25	校長→教諭 : 0名 教頭→教諭 : 1名

- ・昇任については、昇任先でカウント。
例…教頭から校長への昇任については、校長でカウント。以下同じ。

区 分	昇任				降任
	主任主事	事務主査	企画主査	事務主幹	
学校事務職員	14	4	4	6	→ : 0名

区 分	昇任		降任
	主任技師	技術主査	
学校栄養職員	0	0	→ : 0名

第2章 給与

県費負担教職員の給与の状況については、費用負担者が福岡県であるため、福岡県の公表によります。

第3章 勤務時間

(1) 勤務時間の状況

① 1週間の勤務時間

38時間 45分

② 職員の勤務時間

開始時刻	終了時刻	休憩時間
8時30分	17時00分	45分

(2) 年次休暇の取得状況（平成28年度）

総付与日数	総使用日数	平均使用日数	消化率
139,124日	46,913日	14.30日	34.21%

第4章 休業等の状況

(1) 休業等の取得者数（平成28年度）

	育児休業	育児短時間	部分休業	自己啓発等休業	大学院修学休業	配偶者同行休業
男性職員	0	0	0	1	0	0
女性職員	114	3	2	0	0	0
計	114	3	2	1	0	0

・人数は延べ人数とする。

第5章 分限及び懲戒

(1) 分限処分の状況（平成28年度）

区 分	免職	降任	休職	合計	失職
被処分者数	0	0	43	43	0

(2) 懲戒処分状況（平成28年度）

区 分	免職	停職	減給	戒告	合計
被処分者数	0	1	3	2	6

第6章 職員の服務

(1) 公益通報制度の運用状況（平成28年度実績）

区分	受付件数	通報内容	是正措置等を講じた件数
内部通報	0件		
外部通報	0件		
合計	0件	—	

・実施状況（実施：○、未実施：×、実施の必要なし：△）以下同じ。

第7章 研修

研修実績（平成28年度）

区分	内 容	実施状況
基 本 研 修	各教職員の階層、ライフステージに応じた資質能力の向上	○
専 門 研 修	教科等・課題別の実践的指導力、教育相談、情報教育及び養護教育に関連する実践的資質能力の向上	○
派 遣 研 修	長期社会体験研修、大学院研修、国内派遣研修	○

・実施状況（実施：○、未実施：×、実施の必要なし：△）以下同じ。

第8章 勤務成績の評価の概要

名 称	概 要	対 象	評価段階
業績評価	教職員の職務遂行上の能力、意欲及び実績を評価し、職員の適正配置、指導育成上の人事管理を行うための基礎情報として活用	校長・副校長・教頭・主幹教諭・指導教諭・教諭・養護教諭・栄養教諭・実習助手・講師・養護助教諭・学校事務職員・学校栄養職員	S～Dの5段階

第9章 福祉及び利益の保護

(1) 職員の厚生福利に関する計画（平成28年度）

職員の健康管理に関する取組状況

事業名	概要	実施状況
職員の健康診断等	労働安全衛生法第66条及び学校保健安全法第15条に基づく定期健康診断のほかに、特殊健康診断、採用時健康診断、人間ドック、ストレスチェック等を実施しました。	○
職員に対する健康相談・保健指導	労働安全衛生法第66条の7、第66条の8、第66条の9、第66条の10又は第69条に基づき、定期健康診断結果に基づく保健指導、過重労働職員に対する保健指導、ストレスチェック結果に基づく保健指導、産業医又は保健師によるメンタルヘルス相談等を実施しました。	○
啓発活動	労働（安全衛生）週間、研修会を実施しました。	○

(2) 職員の厚生福利の実施状況（平成28年度）

①-1 職員の健康診断の実施状況

項目	概要	検査項目	実施状況
定期健康診断	労働安全衛生規則第44条及び学校保健安全法第15条並びに同法施行規則第13条に基づき、全職員を対象に実施しました。	胸部X線検査、血圧検査、貧血検査等の血液検査、心電図検査等の法定項目	○
特殊健康診断	VDT作業に従事する（予定も含む）職員を対象に実施しました。	VDT検査	○
採用時の健康診断	労働安全衛生規則第43条に基づき、新規採用職員を対象に実施しました。	胸部X線検査、血圧検査、貧血検査等の血液検査、心電図検査等の法定項目	○
日帰り人間ドック	職員のうち希望者を対象に実施しました。（実施主体：北九州市教職員互助会等）	胸部X線検査、血圧検査、貧血検査等の血液検査、心電図検査等の法定項目のほか、血液生化学的検査（LDH、ZTT、アミラーゼ）血清学的検査（ α -フェトプロテイン、CEA）	○
胃集団検診	学校保健安全法第15条及び同法施行規則第15条に基づき、40歳以上の職員を対象に実施しました。	胃部X線間接撮影	○
ストレスチェック	定期健康診断対象者に実施しました。	職業性ストレス簡易調査（57項目版）	○

①-2 健康相談・保健指導の実施状況

項目	概 要	実施状況
定期健康診断結果に基づく保健指導	健康診断の結果、心身の疾病予防のため、保健師が必要と判断した職員を対象に保健指導を実施した。	○
過重労働職員に対する保健指導	勤務時間外における在校時間の合計が月100時間以上又は2ヵ月間の平均が80時間以上に該当する職員のうち、面接指導を希望する職員又は学校（園）長が面接指導を必要と認めた職員及び産業医が判断し面接が必要と認めた職員を対象に保健指導を実施しました。	○
産業医・保健師による相談	産業医又は保健師が、職員に対して、メンタルヘルス及び身体についての相談業務を行った。	○
ストレスチェック結果に基づく保健指導	ストレスチェックの結果、高ストレスと判定され、面接指導を申し出た職員を対象に、保健指導を実施しました。	○

①-3 啓発活動の実施状況

項目	概 要	実施状況
安全（労働衛生）週間	ポスター等の掲示による啓発、安全（衛生）管理者による職場巡視等を実施した。	○
研修会	安全衛生管理員を対象に、安全衛生に関する研修会を実施した。	○

【平成28年度北九州市人事委員会の業務状況について】

1 組織及び運営

(1) 委員

職 名	氏 名	常勤・非常勤の別	就任年月日	任期満了年月日
委員長	河原 一雅	非常勤	平成23年8月5日 (委員就任23.8.3)	平成31年8月2日
委 員	宇佐見 昇	非常勤	平成23年5月8日	平成31年5月7日
委 員	小見 彰	非常勤	平成27年10月18日	平成29年10月17日

(2) 委員会開催状況

委員会開催回数	議 案	協 議	報 告
26回	92件	12件	42件

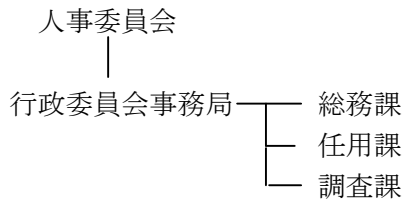
(3) 事務局

ア 職員数

(人)

局長級	部長級	課長級	係長級	一般職員	その他職員	計
1	1	2	6	8	1	19

イ 組織図



ウ 平成28年度予算

(千円)

委員報酬	職員給与費	その他経費	合計
10,284	177,085	44,359	231,728

2 任用関係事務

(1) 競争試験等の実施状況

ア 実施日

種類	公告日	第1次試験日	第2次(3次)試験日	最終合格発表日
上級採用試験 (行政特別枠)	3月28日	5月22日	6月16~17日 (7月5~7日)	7月15日
上級等採用試験	4月25日	6月26日 7月16~17日	8月6日 8月17~19日	8月29日
初級等採用試験	7月27日	9月25日	10月 15・24・26・27日	11月11日
身体障害者を対象 とする採用選考	7月27日	9月18・25日	10月 18・19・25・31日	11月11日

イ 実施状況

区 分		採用予 定数	申込者数	受験者数	第1次 合格者数	最終 合格者数	競争倍率 (倍)	
上級・大学 卒程度	一般事務員	行政(特別枠)	10	405	405	116	18	22.5
		行政(総合)	29	353	258	40	28	9.2
		行政Ⅰ	20	243	202	28	20	10.1
		社会福祉	4	57	39	7	4	9.8
		心理	若干名	13	9	4	3	3.0
	一般技術員	土木Ⅰ	4	39	23	7	5	4.6
		土木Ⅱ		17	12	0	0	—
		建築Ⅰ	4	23	16	5	3	5.3
		建築Ⅱ		18	14	3	2	7.0
		電気Ⅰ	3	19	9	3	2	4.5
		電気Ⅱ		30	22	2	1	22.0
		機械Ⅰ	2	16	11	3	2	5.5
		機械Ⅱ		12	8	1	1	8.0
		造園Ⅰ	1	2	1	1	1	1.0
		造園Ⅱ		3	3	1	0	—
		化学Ⅰ	2	28	18	3	2	9.0
		化学Ⅱ		22	16	1	0	—
		農業	若干名	5	5	2	1	5.0
		農芸化学	2	9	6	4	2	3.0
		薬学	4	6	4	4	4	1.0
消防士	18	239	173	27	17	10.2		
薬剤師	2	12	9	4	2	4.5		
獣医師	3	3	3	3	3	1.0		
中級・短大 卒程度	保健師	6	57	49	12	6	8.2	
	保育士	18	106	91	41	21	4.3	
	理学療法士	1	14	12	5	2	6.0	
	作業療法士	2	4	4	4	2	2.0	
	言語聴覚士	1	4	4	3	1	4.0	
	学校事務職員	20	518	364	47	21	17.3	
初級・高校 卒程度	一般事務員	10	161	129	30	13	9.9	
	一般技術員(土木)	2	9	9	8	2	4.5	
	一般技術員(建築)	2	5	5	3	2	2.5	
	一般技術員(電気)	2	9	5	5	5	1.0	
	一般技術員(機械)	若干名	2	2	2	2	1.0	
	消防士	11	278	221	33	12	18.4	
	消防士(航海)	若干名	3	2	1	1	2.0	
	消防士(機関)		0	0	0	0	—	
身体障害者 を対象とす る採用選考	上級	3名程 度	8	7	3	2	3.5	
	初級		6	4	3	3	1.3	
	学校事務	若干名	10	9	4	1	9.0	

(2) 昇任試験の実施状況

ア 実施日

種 類	告知日	第1次試験日	第2次試験日	最終合格発表日
係長職昇任試験	7月1日	11月13日	1月10～12日	1月20日
主査職昇任試験	7月1日	11月13日		12月16日
消防司令補昇任試験	7月1日	9月25日	10月21日	11月11日

イ 実施状況

区 分		申込者数	受験者数	最終合格者数	競争倍率 (倍)
係長職 昇任試験	行政A	763	674	30	22.5
	行政B	1077	955	40	23.9
	保育士A	23	21	0	—
	保育士B	23	23	2	11.5
	消防司令A	69	69	5	13.8
	消防司令B	94	94	7	13.4
主査職 昇任試験	行政A	668	581	30	19.4
	行政B	588	525	55	9.5
	スペシャリスト税	12	9	3	3.0
	スペシャリスト福祉	11	11	2	5.5
	保育士A	23	21	3	7.0
	保育士B	19	19	3	6.3
	3等級消防士長	29	28	2	14.0
	保健師A	42	41	3	13.7
	保健師B	7	6	2	3.0
	看護師A	31	31	5	6.2
	看護師B	31	30	5	6.0
消防司令補昇任試験		360	357	16	22.3

3 平成28年「職員の給与等に関する報告及び勧告」

(1) 報告の内容

- | |
|--|
| <p>1 本市職員・市内民間事業所の給与等の状況（平成28年4月1日現在）</p> <p>2 扶養手当の見直しについて</p> <ul style="list-style-type: none"> 給与制度に係る基本的な考え方について、従来から国に準じてきたところであり、今後、人事院の勧告内容について議論を深め、他都市の動向等も注視しながら調査・研究を進めていく必要 <p>3 これからの人事・給与制度について</p> <ul style="list-style-type: none"> これまでも、職員の能力及び業績を精確に評価する人事評価制度を実施し、その結果を人事管理の基礎として活用しており、引き続き、職務に精励して |
|--|

いる職員の士気向上や組織活力の保持につながる人事・給与制度の構築に向け、調査・研究を推進する必要

4 雇用と年金の接続について

- ・年金支給開始年齢の段階的な引上げに伴い、再任用希望職員の増加や希望する勤務形態の変化への対応が必要
- ・今後も計画的な人事管理のもとで再任用制度を継続しつつ、国や他都市等の動向に留意し、高年齢職員が意欲を持って、その経験や能力を発揮できるようさらに調査・研究を進める必要

5 働き方改革について

<ワーク・ライフ・バランスの推進について>

- ・市民への行政サービスの影響や適切な公務運営の確保等について考慮しつつ、本市の実情に沿った柔軟で多様な勤務形態を検討されたい
- ・育児・介護休業法等の改正に伴う国の動きを踏まえた見直しの検討が必要

<女性職員の活躍推進について>

- ・着実に成果を挙げており、引き続き、国や他都市の動向等も注視しつつ、女性職員の活躍を推進されたい

<仕事見直しと時間外勤務の削減について>

- ・仕事見直しに継続的に取り組むとともに、職員が時間外勤務申請を自己抑制したり退勤時間と時間外勤務実績に乖離が生じないように取り組んできたところであり、引き続き時間外勤務の適正管理を推進されたい
- ・特定の職員に時間外勤務が集中しないよう努めていく必要

6 心の健康づくりとハラスメント防止について

- ・「ストレスチェック」の実施により、職員のメンタル不調を未然に防ぐため、より積極的な一次予防の取組を推進されることを期待
- ・職員の人格が相互尊重される職場づくりを推進されたい
- ・性的指向や性自認に関する正しい理解促進を図っていく必要

7 県費負担教職員の給与負担等の移譲について

- ・教職員に係る権限移譲を円滑に行い、一元的な責任体制の構築に向けて、教育委員会ははじめ関係部局が連携を図りながら検討を進めていく必要

8 服務規律の保持について

- ・今後とも、あらゆる機会を通じ、職員の倫理意識の高揚に努め、厳正な服務規律の確保を図る必要
- ・職員においては、職務上はもとより、職務外においても公務員としての高い倫理観と使命感を持ち、市民の信頼に応えていくことを強く要望

(2) 勧告の内容

① 告日

平成28年9月20日

② 北九州市職員と民間従業員との給与較差

民間事業所の従業員の給与（事務・技術関係職種）	北九州市職員の給与（行政職）	較 差	
		A - B	比率 C / B × 100
A	B	C	
411,090円	410,507円	583円	0.14%

③勧告の内容

(1) 給料表の改定
ア 行政職給料表
・ 市内民間の初任給を下回っていること、及び、人事院勧告における同種俸給表の改定傾向を考慮し、若年層に重点を置いた引上げ
イ その他の給料表
・ 行政職給料表及びそれぞれ対応する国家公務員の俸給表の改定傾向を考慮して引上げ
ウ 実施時期 平成28年4月1日

4 勤務条件についての措置要求

係属件数			処理件数					翌年度への繰越	
前年度からの繰越	新規要求	計	却下	取下げ	判定				計
					全部否認 (一部却下を含む)	一部容認	全部容認		
0	4	4	0	0	4	0	0	4	0

5 不利益処分についての審査請求

係属件数			処理件数					翌年度への繰越	
前年度からの繰越	新規申立て	計	却下	取下げ	判定				計
					処分承認	処分修正	処分取消		
1	0	1	0	0	1	0	0	1	0

(注) 昭和41年4月から昭和60年3月までの争議行為等に関する審査請求については、審理が中断しているため除いている。

6 職員からの勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出及び相談(苦情相談)

係属件数			処理件数					翌年度への繰越
前年度からの繰越	新規申出	計						
1	7	8	8					0

【平成29年度等級別基準職務表及び等級等ごとの職員の数の公表】

1 北九州市職員の給与に関する条例

(1) 行政職給料表

職務の級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	係員の職務	604	13.4	係員	604	604	13.4	1等級
				計	604			

2級	主任の職務	1,222	27.1	主任	1,222	1,222	27.1	2等級
				計	1,222			
3級	主査の職務	1,109	24.6	主査	1,109	1,109	24.6	3等級
				計	1,109			
4級	係長又は指導主事の職務	1,094	24.3	係長	581	1,094	24.3	4等級
				担当係長	405			
				指導主事	63			
				保育所長	19			
				出張所次長	8			
				地域交流センター次長	6			
				工場次長	3			
				夜間・休日急患センター次長	1			
				第2夜間・休日急患センター次長	1			
				斎場長	1			
				動物愛護センター次長	1			
				児童文化科学館次長	1			
				渡船事業所次長	1			
				高等理美容学校教頭	1			
				市立高等学校事務長	1			
				東部農業委員会事務局次長	1			
				計	1,094			
5級	課長の職務	356	7.9	課長	216	356	7.9	5等級
				担当課長	101			
				出張所長	7			
				環境センター副所長	3			
				環境センター工場長	3			
				会計室次長	1			
				秘書室次長	1			
				地方創生推進室次長	1			
				東京事務所次長	1			
				債権管理室次長	1			
				区政事務センター所長	1			
				八幡西生涯学習総合センター所長	1			
				大規模大会誘致推進室次長	1			
				松本清張記念館事務局長	1			
				文学館事務局長	1			
				漫画ミュージアム事務局長	1			
				先進的介護システム推進室次長	1			
				夜間・休日急患セン	1			

				ター所長 第2夜間・休日急患 センター所長 保健環境研究所次長 子ども総合センター 次長 総合農事センター所長 競輪事務所長 競艇事務所長 中央卸売市場次長 神嶽川旦過地区整備 室長 空き家対策推進室長 学術・研究都市開発 事務所長 特別支援教育相談セ ンター所長 教育センター所長 東部農業委員会事務 局長	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			
				計	356			
6 級	部長の職務	95	2.1	部長 担当部長 区次長 環境センター所長 市税事務所長 整備事務所長 危機管理室長 秘書室長 広報室長 東京事務所長 女性の輝く社会推進 室長 大規模大会誘致推進 室長 先進的介護システム 推進室長 人権推進センター所長 子ども総合センター 所長 食の魅力創造・発信 室長 まちづくり推進室長 折尾総合整備事務所長 議会事務局次長 学力・体力向上推進 室長 行政委員会事務局次長	54 12 7 3 2 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	95	2.1	6 等 級
				計	95			

7級	区長又は局長の職務	26	0.6	局長	12	26	0.6	7等級
				区長	7			
				担当理事	2			
				会計室長	1			
				危機管理監	1			
				議会事務局長	1			
				教育次長	1			
				行政委員会事務局長	1			
				計	26			
合計		4,506	100					

(2) 消防職給料表

職務の級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	係員の職務	269	28.0	係員	269	269	28.0	1等級
				計	269			
2級	主任の職務	230	23.9	主任	230	230	23.9	2等級
				計	230			
3級	主査の職務	287	29.8	主査	287	287	29.8	3等級
				計	287			
4級	係長の職務	129	13.4	係長	58	129	13.4	4等級
				担当係長	71			
				計	129			
5級	課長の職務	37	3.8	課長	19	37	3.8	5等級
				担当課長	16			
				訓練研修センター所長	1			
				消防航空隊長	1			
				計	37			
6級	部長又は消防署長の職務	9	0.9	部長	2	9	0.9	6等級
				消防署長	7			
				計	9			
7級	局長の職務	1	0.1	局長	1	1	0.1	7等級
				計	1			
合計		962	100					

(3) 教育職給料表(1)

職務の級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	高等学校の講師、助教諭、養護助教諭又は実習助手の職務	0	0					1等級
				計	0			
2級	高等学校の教諭又は養護教諭の職務	43	91.5	教諭 養護教諭	42 1	43	91.5	2等級
				計	43			
3級	高等学校の教頭の職務	3	6.4	教頭	3	3	6.4	3等級
				計	3			
4級	高等学校の校長の職務	1	2.1	校長	1	1	2.1	4等級
				計	1			
合計		47	100					

(4) 教育職給料表(2)

職務の級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	幼稚園の講師、助教諭又は養護助教諭の職務	0	0					
				計				
2級	幼稚園の教諭又は養護教諭の職務	17	73.9	教諭	17	17	73.9	2等級
				計	17			
3級	幼稚園の園長の職務	6	26.1	園長	6	6	26.1	3等級
				計	6			
合計		23	100					

(5) 研究職給料表

職務の級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	学芸員の職務	23	82.1	係員	23	23	82.1	1等級

				計	23			
2級	係長の職務	4	14.3	係長 担当係長	1 3	4	14.3	2等級
				計	4			
3級	課長の職務	1	3.6	課長	1	1	3.6	3等級
				計	1			
4級	部長の職務	0	0					
				計				
合計		28	100					

(6) 医療職給料表(1)

職務の級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	医師又は歯科医師の職務	1	8.3	担当係長	1	1	8.3 (41.7)	2等級
				計	1			
2級	困難な業務を行う医師又は歯科医師の職務	8	66.7	係長	1	4	33.3 (41.7)	2等級
				担当係長	3			
				課長 担当課長	1	4	33.3	3等級
				計	8			
3級	部長の職務	3	25.0	担当部長	3	3	25.0	4等級
				計	3			
4級	局長の職務	0	0					
				計				
合計		12	100					

(7) 医療職給料表(2)

職務の級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	係員の職務	8	11.6	係員	8	8	11.6	1等級
				計	8			
2級	主任の職務	31	44.9	主任	31	31	44.9	2等級
				計	31			
3級	主査の職務	14	20.3	主査	14	14	20.3	3等級
				計	14			
4級	係長の職務	11	15.9	係長 担当係長	6 5	11	15.9	4等級
				計	11			
5級	課長の職務	5	7.2	課長 担当課長 認知症支援・介護予 防センター所長 動物愛護センター所長 食肉センター所長	1 1 1 1 1	5	7.2	5等級
				計	5			
合計		69	100					

(8) 医療職給料表(3)

職務の級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	准看護師の職務	0	0					
				計				
2級	保健師、助産師又は看護師の職務	86	51.5	係員	86	86	51.5	2等級
				計	86			
3級	主査の職務	23	13.8	主査	23	23	13.8	3等級
				計	23			

4級	係長の職務	58	34.7	係長	13	58	34.7	4等級
				担当係長	30			
				夜間・休日急患センター看護師長	8			
				第2夜間・休日急患センター看護師長	7			
				計	58			
合計		167	100					

(9) 特定任期付職員給料表

号給	号給の基準となるべき標準的な場合	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
1号給	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合	0	0		
				計	
2号給	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する場合	0	0		
				計	
3号給	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合	0	0		
				計	
4号給	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合	2	100	担当課長	2
				計	2
5号給	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合	0	0		
				計	
6号給	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合	0	0		
				計	
7号給	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で特に重要なものに従事する場合	0	0		
				計	
合計		2	100		

2 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例

(1) 教育職給料表(3)

職務の級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	特別支援学校の講師（任用の期限を付さないものを除く。）、助教諭、養護助教諭、栄養教諭（任用の期限を付さないものを除く。）又は寄宿舎指導員の職務	184	28.7	講師	178	184	28.7	1等級
				助教諭	0			
				養護助教諭	6			
				栄養教諭	0			
				寄宿舎指導員	0			
				計	184			
2級	特別支援学校の教諭、養護教諭、栄養教諭（任用の期限を付さないものに限る。）又は講師（任用の期限を付さないものに限る。）の職務	425	66.2	教諭	410	425	66.2	2等級
				養護教諭	9			
				栄養教諭	6			
				講師	0			
				計	425			
特2級	特別支援学校の主幹教諭又は指導教諭の職務	12	1.9	主幹教諭	8	12	1.9	特2等級
				指導教諭	4			
				計				
3級	特別支援学校の副校長又は教頭	13	2.0	副校長	0	13	2.0	3等級
				教頭	13			
				計	13			
4級	特別支援学校の校長の職務	8	1.2	校長	8	8	1.2	4等級
				計	8			
合計		642	100					

(2) 教育職給料表(4)

職務の級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	小学校又は中学校の講師（任用の期限を付さないものを除く。）、助教諭、養護助教諭又は栄養教諭（任用の期限を付さないものを除く。）の職務	558	12.6	講師	510	558	12.6	1等級
				助教諭	0			
				養護助教諭	28			
				栄養教諭	20			
				計	558			
2級	小学校又は中学校の教諭、養護教諭、栄養教諭（任用の期限を付さないものに限る。）又は講師（任用の期限を付さないものに限る。）の職務	3,290	74.7	教諭	3,040	3,290	74.7	2等級
				養護教諭	186			
				栄養教諭	63			
				講師	1			
				計	3,290			

特2級	小学校又は中学校の主幹教諭又は指導教諭の職務	170	3.9	主幹教諭 指導教諭	154 16	170	3.9	特2等級
				計	170			
3級	小学校又は中学校の副校長又は教頭	194	4.4	副校長 教頭	3 191	194	4.4	3等級
				計	194			
4級	小学校又は中学校の校長の職務	193	4.4	校長	193	193	4.4	4等級
				計	193			
合計		4,405	100					

(3) 行政職給料表

職務の級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	係員の職務	127	50.4	係員	127	127	50.4	1等級
				計	127			
2級	主任の職務	47	18.7	主任	47	47	18.7	2等級
				計	47			
3級	主査の職務	52	20.6	主査	52	52	20.6	3等級
				計	52			
特3級	事務主幹の職務	26	10.3	事務主幹	26	26	10.3	3等級
				計	26			
合計		252	100					

(4) 医療職給料表 (2)

職務の級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	係員の職務	8	80.0	係員	8	8	80.0	1等級
				計	8			
2級	主任の職務	0	0	主任				
				計				
3級	主査の職務	2	20.0	主査	2		20.0	3等級
				計	2			
合計		10	100					

3 単純な労務に雇用される北九州市職員の給与に関する規則

(1) 技能労務職給料表

職務の級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	(1) 二種業務員の職務 (2) 自動車運転手、環境業務員、防疫員、自動車整備士、一種業務員、公園業務員、地域交流センター管理員、保育所調理員、ボート整備工、環境センター労務員、電話交換手、技能手又は海員の職務	1	0.5	係員	1	1	0.5 (29.7)	2等級
				計	1			
2級	(1) 相当の経験を必要とし、かつ、相当困難な業務を行う1級に掲げる職務のうち(1)の職務 (2) 高度の技能又は経験を必要とする業務を行う1級に掲げる職務のうち(2)の職務 (3) 守衛、動物愛護指導員、船長、機関長、自動車運転指導員、環境業務指導員、防疫指導員、主任自動車整備士、斎場業務指導員、公園業務指導員、主任地域交流センター管理員、保育所調理指導員、主任ボート整備工又は主任環境センター労務員の職務	2	1.0	係員	2	2	1.0 (68.7)	3等級
				計	2			

3級	(1) 長期の経験を必要とし、かつ、困難な業務を行う1級に掲げる職務のうち(1)の職務	54	27.7	係員	54	54	27.7 (29.7)	2等級
	(2) 特に高度の技能又は経験を必要とする業務を行う1級に掲げる職務のうち(2)の職務			計	54			
4級	(1) 特に高度の技能又は経験を必要とする業務を行う2級に掲げる職務のうち(3)の職務 (2) 高度の技能又は経験を必要とする業務を行う3級に掲げる職務のうち(4)の職務	138	70.8	係員 主任	13 125	3	1.5 (29.7)	2等級
						132	67.7 (68.7)	3等級
						3	1.5	4等級
				計	138			
合計		195	100					

4 単純な労務に雇用される北九州市教育委員会職員の給与に関する規則

(1) 技能労務職給料表

職務の級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	職制上の段階の技能労務職の2等級の職を占める職員の職務	1	0.7	係員	1	1	0.7 (58.1)	2等級
				計	1			
2級	(1) 高度の技能又は経験を必要とする業務を行う職制上の段階の技能労務職の2等級の職を占める職員の職務 (2) 職制上の段階の技能労務職の3等級の職を占める職員の職務	0	0					
				計				
3級	(1) 特に高度の技能又は経験を必要とする業務を行う職制上の段階の技能労務職の2等級の職を占める職員の職務 (2) 高度の技能又は経験を必要とする業務を行う職制上の段階の技能労務職の3等級の職を占める職員の職務	62	45.6	係員	62	62	45.6 (58.1)	2等級
				計	62			

4級	特に高度の技能又は経験を必要とする業務を行う職制上の段階の技能労務職の3等級の職を占める職員の職務	73	53.7	係員 主任	16	11.8 (58.1)	2等級
					57	41.9	3等級
				計	73		
合計		136	100				

5 北九州市上下水道局企業職員の給与に関する規程

(1) 給料表(1)

職務の級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	係員の職務	53	11.8	係員	53	53	11.8	1等級
				計	53			
2級	主任の職務	155	34.4	主任	155	155	34.4	2等級
				計	155			
3級	主査の職務	131	29.1	主査	131	131	29.1	3等級
				計	131			
4級	(1) 係長の職務 (2) 担当係長の職務 (3) 浄水場長の職務 (4) 取水場長の職務	76	16.9	係長	52	76	16.9	4等級
				担当係長	22			
浄水場長	1							
取水場長	1							
計	76							
5級	(1) 課長の職務 (2) 所長(工事事務所長を除く。) の職務 (3) 担当課長又は主幹の職務	28	6.2	課長	19	28	6.2	5等級
				所長	6			
担当課長	3							
計	28							
6級	(1) 部長の職務 (2) 工事事務所長の職務 (3) 担当部長又は参事の職務	7	1.6	部長	4	7	1.6	6等級
				工事事務所長	1			
担当部長	2							
計	7							
7級	担当理事の職務	0	0					
				計				
合計		450	100					

(2) 給料表 (2)

職務の級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	(1) 二種業務員の職務 (2) 浄水技能員の職務 (3) 自動車運転手の職務 (4) 一種業務員の職務 (5) 自動車整備士の職務	0	0					
				計				
2級	(1) 相当の経験を必要とし、かつ、相当困難な業務を行う二種業務員の職務 (2) 高度の技能又は経験を必要とする業務を行う浄水技能員、自動車運転手、自動車整備士及び一種業務員の職務 (3) 主任浄水技能員の職務 (4) 自動車運転指導員の職務 (5) 主任自動車整備士の職務	0	0					
				計				
3級	(1) 長期の経験を必要とし、かつ、困難な業務を行う二種業務員の職務 (2) 特に高度の技能又は経験を必要とする業務を行う浄水技能員、自動車運転手、自動車整備士及び一種業務員の職務 (3) 高度の技能又は経験を必要とする業務を行う主任浄水技能員、自動車運転指導員及び主任自動車整備士の職務	0	0					
				計				
4級	特に高度の技能又は経験を必要とする業務を行う主任浄水技能員、自動車運転指導員及び主任自動車整備士の職務	0	0					
				計				
合計		0	0					

6 北九州市交通局企業職員の給与に関する規程

(1) 企業職給料表 (一)

職務の級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	係員の職務	0	0					
				計				
2級	主任の職務	5	27.8	主任	5	5	27.8	2等級
				計	5			

3級	主査の職務	1	5.6	主査	1	1	5.6	3等級
				計	1			
4級	(1) 係長の職務 (2) 担当係長の職務 (3) 旅行センター長の職務 (4) 営業所長の職務	9	50.0	係長	5	9	50.0	4等級
				担当係長	1			
				旅行センター長	1			
				営業所長	2			
				計	9			
5級	(1) 課長の職務 (2) 担当課長又は主幹の職務	2	11.1	課長	2	2	11.1	5等級
				計	2			
6級	局次長の職務	1	5.6	局次長	1	1	5.6	6等級
				計	1			
合計		18	100					

(2) 企業職給料表 (二)

職務の級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	(1) 旅客自動車運転者の職務 (2) 旅客自動車整備士の職務	6	13.3	係員	6	6	13.3	1等級
				計	6			
2級	(1) 高度の技能又は経験を必要とする業務を行う旅客自動車運転者及び旅客自動車整備士の職務 (2) 運輸主任の職務 (3) 整備主任の職務	4	8.9	係員	4	4	8.9 (33.3)	2等級
				計	4			
3級	(1) 特に高度の技能又は経験を必要とする業務を行う旅客自動車運転者及び旅客自動車整備士の職務 (2) 高度の技能又は経験を必要とする業務を行う運輸主任及び整備主任の職務	22	48.9	係員主任	11	11	24.4 (33.3)	2等級
					11	11	24.4 (53.3)	3等級
				計	22			
4級	特に高度の技能又は経験を必要とする業務を行う運輸主任及び整備主任の職務	13	28.9	主任	13	13	28.9 (53.3)	3等級
				計	13			
合計		45	100					

7 北九州市病院局職員給与規程

(1) 一般職給料表

職務の級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	係員の職務	17	28.3	係員	17	17	28.3	1等級
				計	17			
2級	主任の職務	15	25.0	主任	15	15	25.0	2等級
				計	15			
3級	主査の職務	6	10.0	主査	6	6	10.0	3等級
				計	6			
4級	(1) 係長の職務 (2) 担当係長の職務	15	25.0	係長 担当係長	9 6	15	25.0	4等級
				計	15			
5級	(1) 課長の職務 (2) 担当課長又は主幹の職務	6	10.0	課長 担当課長	4 2	6	10.0	5等級
				計	6			
6級	(1) 局次長の職務 (2) 部長の職務 (3) 担当部長又は参事の職務 (4) 事務局長の職務	1	1.7	局次長	1	1	1.7	6等級
				計	17			
合計		60	100					

(2) 医療職給料表 (1)

職務の級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	医師、歯科医師、科副部長、科部長又は主任部長の職務	38	22.6	医師 科副部長 科部長 主任部長	3 26 8 1	3	1.8	1等級
						26	15.5	2等級
						9	5.4 (72.0)	3等級
						計	38	

2級	高度の知識又は経験に基づき困難な業務を行う医師、歯科医師、科副部長、科部長又は主任部長の職務	112	66.7	科部長 主任部長	70 42	112	66.7 (72.0)	3等級
				計	112			
3級	副院長、統括部長又は担当部長の職務	15	8.9	統括部長 副院長	7 8	15	8.9	4等級
				計	15			
4級	院長、総括副院長又は管理者が特に指定する担当部長の職務	3	1.8	総括副院長 院長	1	2	1.2	5等級
					2			
				計	3			
合計		168	100					

(3) 医療職給料表(2)

職務の級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	係員の職務	51	33.1	係員	51	51	33.1	1等級
				計	51			
2級	主任の職務	42	27.3	主任	42	42	27.3	2等級
				計	42			
3級	主査の職務	28	18.2	主査	28	28	18.2	3等級
				計	28			
4級	(1) 係長の職務 (2) 技師長の職務 (3) 薬剤師長の職務 (4) 理学療法士長の職務 (5) 臨床工学技士長の職務 (6) 担当係長の職務	27	17.5	係長	2	27	17.5	4等級
				技師長	16			
	薬剤師長	6						
	理学療法士長	2						
	臨床工学技士長	1						
	計	27						
5級	(1) 課長の職務 (2) 担当課長の職務	6	3.9	課長	6	6	3.9	5等級
				計	6			
合計		154	100					

(4) 医療職給料表(3)

職務の級	級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	准看護師の職務	0	0					
				計				
2級	(1) 助産師の職務 (2) 看護師の職務 (3) 高度の技術又は経験を必要とする准看護師の職務	510	74.2	係員	510	510	74.2	2等級
				計	510			
3級	主査の職務	113	16.4	主査	113	113	16.4	3等級
				計	113			
4級	(1) 助産師長の職務 (2) 看護師長の職務 (3) 看護専門学校の教務係長の職務 (4) 担当係長の職務	49	7.1	看護師長	41	49	7.1	4等級
				学校教務係長	1			
				担当係長	7			
				計	49			
5級	(1) 副看護部長の職務 (2) 看護専門学校教務課長の職務 (3) 担当課長の職務	12	1.7	副看護部長	9	12	1.7	5等級
				担当課長	3			
				計	12			
6級	(1) 看護部長の職務 (2) 看護専門学校校長の職務	3	0.4	看護部長	2	3	0.4	6等級
				学校校長	1			
				計	3			
合計		687	100					